

第九十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十八号

昭和五十八年五月十三日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 麻生 太郎君

理事 木村武千代君

理事 小泉純一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 藤井 勝志君

理事 森 喜朗君

理事 柳沢 伯夫君

理事 阿部 助哉君

理事 大原 亨君

理事 戸田 菊雄君

理事 武藤 山治君

理事 正森 成二君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 前田 正道君

大蔵政務次官 塚原 俊平君

大蔵省主計局次長 宍倉 宗夫君

運輸省鉄道監督局長 棚橋 泰君

局固有鉄道部長

委員外の出席者

厚生省年金局長 渡辺 修君

画課長

大蔵委員会調査室長 大内 宏君

委員の異動

四月二十八日

小杉 隆君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

補欠選任

小杉 隆君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

阿部 昭吾君

七七一七号

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

同(森中守義君紹介)(第三二一七号)

三二四七号

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

一兆円の減税等に関する請願(上田哲君紹介)

する陳情書 大津市議會議長古川静三(第一九四号)

たばこ専売制度に関する陳情書(高知県議會議長山岡謙蔵)(第一九五号)
たばこ・塩専売制度存続に関する陳情書(青森県北津軽郡金木町議會議長秋元武治)(第一九六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○森委員長 これより会議を開きます。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下大蔵大臣 ただいま議題となりました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、臨時行政調査会の行政改革に関する第三次答申の趣旨にのっとり、高齢化社会の進展に対処するための公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員と公共企業体職員との共済組合制度を統合し、長期給付の給付要件等の一致を図るとともに、国鉄共済組合に係る年金の

円滑な支払いを確保するための財政調整事業の実施等の措置を講ずることとしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国家公務員と公共企業体職員との共済組合制度の統合についてであります。
各公共企業体の共済組合を改正後の国家公務員等共済組合法の規定により設けられる国家公務員等共済組合とするとともに、この法律の施行後も引き続き公共企業体職員である者については、その者が各公共企業体の共済組合の組合員であったものとみなし、国家公務員と公共企業体職員の長期給付の給付要件等の一致を図ることとしたしております。

また、この法律の施行の日前に公共企業体職員等共済組合法の規定により年金を受ける権利を有していた者についても、改正後の国家公務員等共済組合法の規定に準じて算定した額の年金を支給することとし、その額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額を保障することとしたしております。

なお、国家公務員等共済組合連合会は、当分の間、公共企業体の組合以外の組合をもって組織し、公共企業体の組合に係る長期給付の事業等は、引き続き、当該組合が行うこととしたしております。

第二に、国鉄共済組合に対する長期給付財政調整事業の実施についてであります。

国家公務員等共済組合連合会及び公共企業体の組合は、国鉄共済組合が行う長期給付の事業に係る財政の現状にかんがみ、当分の間、同組合の年金の円滑な支払いを確保するため、拠出金を拠出し、これをもって国鉄共済組合に対し交付金の交付を行う等の長期給付財政調整事業を実施することとしたしております。

なお、国家公務員等共済組合連合会に、学識経験者並びに連合会及び各公共企業体の組合を代表する者で構成する長期給付財政調整事業運営委員会を置くこととし、同委員会は、昭和六十年年度以

後における財政調整五カ年計画を定めるほか、財政調整事業に関する重要事項について審議することとしたしております。

第三に、長期給付に要する費用に係る国または公共企業体の負担につきましては、昭和六十年年度以降、いわゆる事業主負担に相当する部分を除き、拠出時負担を給付時負担に変更することとしたしております。

第四に、公共企業体職員で二十年以上勤続して退職したものに対する退職手当の三割の減額措置につきましては、国家公務員と公共企業体職員との共済制度の統合に伴い、これを廃止することとしたしております。

以上のほか、国家公務員に係る定年制度の実施に伴い定年等による退職をした者のうち、退職年金等を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対して、特例退職年金を支給する等の特例措置を講ずることとする等の所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 これにて提案理由の説明は終わります。

○森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西啓介君。

○中西啓介委員 いよいよ国会も終盤戦を迎えるわけですが、竹下大蔵大臣におかれましては、連日大変御苦勞までございます。

きょうは、略称年金統合法案、これは、老齢化社会が大変急ピッチで進んでいくわが国にあって、将来これは大変なことになるであろうという

意味で多くの方が深い関心を払っておられる案件でもありますので、このことについて、一、二大蔵大臣に御所見をお伺いしてまいりたいと思っております。

老齢化社会というのは、人口に占める六十五歳以上の老年者が七%になったときに初めて老齢化社会だというふうに定義づけられるわけですが、わが国も一九七〇年にその世界の仲間入りをしたしまして、物すごい急ピッチで進んでおるわけなんです。いま、その比率が大体九%程度であると言われているんですが、最大のピーク時は昭和九十五年、このときは二一・八%というふうに言われているわけです。世界でも最高、こういうことになるだろうと予想されております。これに対して、現在、社会経済や年金制度を中核的に担っている二十から五十くらいまでの人は全人口の大体五六%、こういうふうにならなれているわけなんです。しかし、二十一世紀に入りますと、このいわゆる勤労世帯が過半数を割ることが確実である。そこで、高齢化社会においても活力ある社会を維持していくためには、どうしても高齢者の雇用環境の整備を図って生産年齢層の拡大を図っていくことが是非でも必要である。二十代から六十五歳までの人が現役の勤労者として働くというようにすれば、総人口の五五%が勤労世帯、こういう状況を醸し出せるわけです。このように高齢者の雇用を拡大していくことは、高齢者に対しても生きがいを与えることにもなるし、年金制度に対しても非常にベターな環境ができていくわけであります。また、高齢化社会にあつては、老後の生活設計の中核となる公的年金制度の役割がますます重要になると考えられるのでありますが、今後は、現在よりもさらに年金支給期間が長くなり年金給付費用が増大していくのに対し、制度を支える勤労世代の減少により年金制度が成熟化していくことから、現状の給付と負担のままだでは年金財政は将来確実に困難になっていくことが考えられます。

現在、公的年金制度の今後のあり方については各方面でいろいろ議論が行われているわけですが、国民の年金制度に対する関心はもう異常な高まりを見せておられるわけだし、また、若い人たちは公的年金の将来について大変な不安を感じ

ている人たもたくさんあります。二十一世紀において公的年金制度が長期的に安定し、その機能を十分發揮し得る制度となるようにいまから改革に着手して、国民の公的年金に対する信頼を失わないように適切な施策を講じていくことが最も必要な政策課題であると私は考えておるわけであります。

さらに、わが国の公的年金制度は現在八つの制度に分立しておりまして、その制度の目的や沿革が異なっていることから、給付内容や成熟度合いなどに相違があり、公的年金としての制度間の比較を困難にしているばかりでなく、国鉄共済組合の特に今日の状況に見られるように、一企業、一産業に年金財政基盤を置くような小単位での運営が行われていることによる問題も現実に生じてきているわけでありまして。今後は、年金制度全般にわたって給付と負担を通ずる抜本的な見直しと制度の再編統合を図っていくことが絶対必要だと思っております。共済年金制度を含む公的年金制度の全体の長期的なあり方について、大蔵大臣はどのようにお考えになるか。

また、特に行政改革を中心とした鈴木内閣から当時の行政管理庁長官であった中曾根総理が跡を受け継がれたわけでありまして、やはりこの法案を通さなければ仏つくて魂入れずというような感も免れない。そこら辺のことも含めて、大蔵大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

○竹下国務大臣 ただいま、私に対する見解を述べるといふことでございます。

私は、先般永年勤続二十五年の表彰をいただきましたが、そこで二十五年前を調べてみましたら、高齢化人口が五百七万人で五・五%、いまが千三百五十万人でちょうど二・二倍になって、そうして総人口に占める割合は九・六%、こういうことになっております。その上に、わが国の平均寿命が男性でおよそ七十四歳、女性で七十九・一歳、これは二十五年前に比べますと、男女ともにそれぞれちょうど十歳平均寿命が高くなっております。そうして、世界に七十以上の平均寿命を持つ

つ国は、日本、スウェーデン、ノルウェー、オランダ、イスラエル、デンマーク、スイス、ギリシャ、カナダ、イギリス、この十カ国。これは、私が平素演説しておる文句でございますので、よく覚えております。そういう飛び抜けた高齢化社会というのが考えられるわけでございます。

したがって、これらに対する対応はいまから考えておきませんと、いまはまだこの国会の平均年齢がちょうど私とおおむね同じでございます。したがって、大正の二けたで生まれられた方々、すなわち私を含む者が六十五年にすでに年金受給者の資格を有して六人の方に御迷惑をかける、こういうことになりまして、自分のこととしても、はてさてそのころ年金がちょうどいけるようになるかいな、こういうような気持ちすら持つわけでございます。したがって、いまからやはりこれに對してきちんとした二十一世紀を展望したものをやっておかなきゃならぬということでございます。それについては、構造的な年金水準の適正化でございますと給付の負担の両面におわたっての見直しを行って長期的に安定した年金制度の確立を図る、これが年金担当大臣、いま林厚生大臣でございますが、これらが設置されて、いよいよ将来のあり方についての検討がこれからなされていくわけでございます。

いずれにいたしましても、言ってみればその第一歩だという意味におきまして、このたびの法律の御審議をいただいておりますわけでございますので、この法律は、先ほど申し述べましたように、まさに国家公務員と公共企業体職員の共済年金制度の統合というのによって公的年金制度全体の再編統合の第一段階、こういう位置づけであるというところに御理解をいただきまして、可及的速やかに議していただかなければ幸いこれに過ぐるものはない、このように考えております。

○中西(啓)委員 でき得れば今国会で通したいという意味だと受け取ってよろしゅうございませうか。

○竹下国務大臣 その法律を、今度は国家公務員共済の方は私が所管でございますので、したがって

て、政府部内で意思統一をして内閣一体の責任で提出いたしました限りにおいては、今国会の会期中に議了をいただきたいという一つの悲願を持つ、これは当然のことでありまして。

ただし、会期そのものの御決定はハウスの意思によって決まることとさせていただきますので、それを政府が勝手にある種の予見を持った希望を述べれば間々国会がストップするという前例もよく存じておりますので、その辺は大変警戒をしながら、謹んでただ悲願を持っておるということを述べるにとどめさせていただきます。

○中西(啓)委員 悲願であるということとはよくわかりました。

それじゃ、次に厚生省に一点お聞きします。

これは、四月一日の公的年金制度改革に関する関係閣僚懇談会、そこで「公的年金制度改革の進め方について」というものが決定されているわけなんです。ここでは、昭和五十八年において国家公務員と公企体職員の共済組合制度の統合と地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図ることとするほか、昭和五十九年から六十一一年にかけて、国民年金、厚生年金保険、それから船員保険の関係整理を図っていく、また、さらに共済年金についてもこれらの制度との関係整理を図ることとされておるわけなんです。

私は、今後の年金制度改革を進めていく上で、国民年金と被用者年金の関係整理が適切に行われることがもちろん基本であると考えてるわけですが、その意味からすれば、第二段階の改革に相当する国民年金と厚生年金の関係整理というものは非常に重要な改革になるわけです。どのような関係調整を図っていくとするのか、また、その改革案みたいなものは大体いつごろをめどにつくろうとしているのか、その二点ちょっとお答えください。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、私も同じように思っています。二十一世紀に入りましても公的年金制度がその本来の機能を發揮できるように安定した制度と

していかねばならないということを考えているわけでございます。そのためには、年金制度を支えます現役世代と年金の給付を受ける高齢世代との世代間の均衡を図る、さらには、公的年金制度が全体として整合性のあるものになつていなければならない。一言で申しますと、縦と横、世代間、世代内の公平性の確保を図ることが重要ではないか。

そういうことから申しますと、厚生年金なり国民年金なり、これが日本の公的年金制度の九割を占める大きなものでございまして、それぞれの制度の枠内だけで考えていたのではいけないのではないかと、制度の枠組みを含めて基本的な見直しをしていく必要があるだろう。こういう意味で、四月一日の閣僚懇談会の中で国民年金、厚生年金、船員保険の関係整理を図るという決定がなされたものと考えておりますけれども、具体的な内容につきましては、いま鋭意関係審議会が懇談会形式で御検討をくださっているところでございます。私どもは、来年、次の通常国会に所要の改正法案が提出できますように鋭意作業を進めている、こういうことでございます。

○中西(啓)委員 時間もあれですから、最後に運輸省にちょっとお聞きいたします。

ここに「各制度別成熟状況の推移及び一人当たり退職年金額の推移」という表があるのですが、この成熟状況を見ましたら国鉄が圧倒的に高いのです。昭和五十六年で八一・二。その次に高いのがどこですか、専売も若干高いのです。それから、このままの状況でいくとこれは大変なことになりますので、国鉄共済の自助努力についてどんなような指導を行っていくのか、また、この法案に対する基本的な運輸省の考え方、その点お答えいただいで私の質問を終わります。

○棚橋政府委員 先生ただいま御指摘のように、国鉄の共済組合の成熟度というものは著しく高いわけでございます。このままで推移いたしますと昭和六十年年度には一千億を超える赤字を出し、そ

の後支払いも不能になるというおそれがあるわけ
でございます。

国鉄の共済組合がこういう状態になりました理
由はいろいろあるかと思ひますけれども、やはり
大きなものは、国鉄という一つの企業体が一つの
共済組合を持つておる、そういう意味で国鉄とい
う企業体がこうむる社会的経済的変動というもの
を共済組合の年金がまともを受けてしまった、こ
ういうことではないかと思ひます。そういう意味
におきまして、今回の法案は、類似の共済組合等
との統合を図り、将来の公的年金の一元化の第一
歩であるというような意味で、私どもといたしま
しても、大変有意義なもので、このような方向で
ぜひお願いをいたしたいというふうに考えており
ます。

またその際に、国鉄の共済組合はお助けをいた
だくわけでございますから、それなりの自助努力
が必要であるという事は申すまでもございませ
ん。したがって、一つには、企業体としての
国鉄本体、それがやはり相当の自助努力の負担を
しなければいけないというふうに考えておりま
す。それから二番目に、組合員である職員という
ものもやはりそれなりの高い負担をしなければい
けない、そういう意味の努力をいたさなければい
けません。それから三番目には、給付を受けており
ますいわゆる年金受給者、この方たちにも、現役に
高い負担をいたさなければ、また他の共済組合からお助
けをいただくという事でございまして、給付
を受ける年金受給者の方もそれなりの自助努力と
申しますか、そういうものをしなければいけな
い。以上三点につきまして、国鉄をこの法案の関
連で指導していきたいというふうに考えておりま
す。

○中西(参)委員 時間があと十分ほどですが、基
本的な考え方を聞きましたので、これで質問を終
わります。

○森委員長 御苦労さまでした。

野口幸一君。

○野口委員 この法律案を審議するに当たりまし
て、私は思ひ起すのでありますが、日本の誇る

べき平和憲法、またアメリカの高度な生活水準、
そしてソビエトの行き届いた社会保障、この三つ
がミックスされた国家というものが仮にこの世界
に出現することができたならば、これほど人類に
とって幸せな国家はないのではないかと、これを
と言われた政治家がいっぱいいました。私も、
その言葉をいまつくづくとかみしめて思ひます。

先ほどの御質問の中でも出ておりましたが、あ
と十七年ばかりで二十一世紀を迎えようといたし
ております。現在地球上に人類は四十五億住んで
おりますが、これが五十億あるいはまた六十億に
なるまでの年数というのはそんなに遠いものでは
なくて、案外近い将来にその数字が満たされると
言われております。もちろん、私の生存中というよ
うな時代ではないわけでありまして、少
くとも私どもの子供の時代にはその実現が可能で
ある、あるいはまた可能を予測せざるを得ないと
いう状況であると言われております。

人口はそういうことでありますが、これに加え
て、やはり老齢化の問題もこれまたずいぶん加
速度をもって進んでいるのでありまして、こうい
う時代に、いわゆる公的年金あるいはまた老後保
障、福祉政策全体を含めてでありますけれども、
根本的にいいまするか抜本的に対応を考えない
と、ことしの予算案ではありませぬけれども、単
なるつじつま合わせだけで事を済ませようとい
うことではどうにもならぬのじゃないか。もっ
と大局的な見地に立つて、先行きの展望を明らか
にしつつ、さらに、この提案の中にもおっしゃ
ておられますけれども、十分な対応を国民の合意
の中でつくり上げる必要があるのじゃないかと思
うのであります。

ところで、私は、今回のこの法案の審議に当た
りまして一番懸念に思ひますのは、これは新聞報
道によって聞いておるわけでありまして、この
この法案の要綱等を諮問されました国家公務員共
済組合審議会、略して国共審と言われておるもの
であります、中身では相当議論が紛糾いたしま

して、最終的な結論と申しますか答申と申しま
すか、そういうものが出ずに至らなかったというこ
とを聞いておるわけでありまして、この国
共審がなぜこんなに混乱をしたのか、このこと
について大臣にお聞きするわけではございませぬ
で、大臣にはまた後ほど総括的な御意見をちょう
だいするとして、担当の方から、どうしてこ
んなに混乱を招いたのか、その原因は一体何であ
ったのかということについてお答えをいただきたい
と思ひます。

○竹下國務大臣 正確に事務当局からお答えいた
します前に、確かに答申の取りまとめの段階にお
きまして組合員代表の方と他の委員との意見が対
立をいたしまして、それから、中断といひますの
かあるいは開けない状態といひますのか、そうい
う状態が続きまして、私も特に組合員の代表の方
と個々にもお会いいたしまして、その意見をいろ
いろ承ったり、運営の姿勢についての意見交換も
いたしていただきましたが、基本的なことは私の認識は
浅うございまして、実倉主計局長からお答え
することをお許しいただきたいと思ひます。

○実倉政府委員 国共審は、昨年の十二月の二十
七日に懇談会を始めまして、懇談会を四回やりま
して、今年の二月の二十一日から審議会という形
で諮問が正式に行われまして、それから六回やり
まして、三月の十一日になりましたから、労働側の
代表の方が、このままの状況では審議会に出席で
きなという御通告がありまして、約二週間近く
中断をいたしました後、三月の二十三日に、これ
はきちんとした答申はいただいているわけござ
います。

その間、二週間近く中断し、いま大臣からお話
しございましたように、審議会としては混乱した
状況にございましたのですが、どういふ原因かと
いう詳細につきましては、実は審議会は非公開で
行われるということになっておりまして、各委員
の御意見を私がこの公の場で、かくかくというよ
うなこと、それぞれ御意見の違いがあつたので
ございまして申し上げるのは適当でございませ

ので差し控えていただきたと存じますが、
大まかに申し上げまして、労働側の委員の方々、
それから中立側の委員の方々、その他の委員の方
々、答申案を取りまとめる基本的姿勢におきま
して意見の相違があり、その相違点を相違のま
まとして取りまとめたらいではないかという御意
見が片一方にあるのに対して、労働側の委員
の方々は、労働側の意見のように取りまとめる
というのではないと自分たちとしては出席できな
い、こういふようなところに原因があつたわけ
でございますが、いづれにいたしましても、先ほど
申し上げましたように、三月二十三日までの間に
おきましてこの間の調整ができました答申をいた
だいた、こういうことでございます。

○野口委員 秘密会議じゃあるまいし、中身の話
がでないという事じゃないと思ひます。中身の話
が対立したという事か、いわゆる労働者側ある
いは政府側といひますか、政府側と言ふとおかし
ゅうございまして、会長を初めとする提案者の
方々、労使公益の三者構成になりますから、ど
この段階でどういふ形の中身の対立があつたのか
という事はお話しになつてもいいのじゃないか
と思ひますが、それはいかげんなものですか。秘
密会議だから全然しゃべれないというものです
か。(問題点ぐらい言えるだろう)と呼ぶ者あ
り)

○実倉政府委員 その問題点は確かにあるわけ
でございますが、意見の違いは違ひないとして
、最終的には意見が一致する点だけを取りまと
めて答申をしよう、こういうことで意見がまと
つておるわけでございます。

最終的になるまでの過程におきまして、どの点
とどの点を整理をしたのだという事につきまして
は、実は社会保障制度審議会の審議をこの国共
審の審議の後でお願いをしてございすけれど
も、その審議会でも実は明らかにしろというお話
がございまして、私ども、労働側の委員の方々に
このような御要求があるのですが、いかげんござ
いまして、私ども、労働側の委員の方々に
ましようかということでお伺いをいたしました

ころ、労働側の委員の方々から、それは非公開という原則から公の場では言わないでほしいという御要請がございましたので、社会保障制度審議会の方にも是非そういうことで御勘弁をいただいているわけでございます。そういうことでございすので、当事者の方々の御要請からいたしますと、いま申し上げましたように、この場で御披露させていただきますのは差し控えていただきたいと存じます。

○野口委員 これは国会の場でありまして、これに關係する法案をこれから審査するのですね。だから、その前段にありました国共審の中で対立した項目だけでも、何と何がどういう状況の中で対立を起して意見がまとまらなかったのか、どうい理由でそれがそういう争点になったのかというのを明らかにできないというままだでは、この法案の審議はできないじゃないですか。もう少し詳しく言ってください。

○中央府政委員 詳細は先ほど申し上げましたようなことでございすが、問題点の一つは、国鉄の共済組合を破局から回避するための救済措置を必要とするというところでは意見が一致しておるわけでございますが、この救済の仕方はどういうふうにするかというところでさらに意見が若干分かれておったという点がございす。

それからもう一つ、給付水準を統一するわけでございますけれども、公的年金制度を将来一元化していく方向については御意見は分かれなかったのでもございすが、いままるか、それともいままらないかという点、将来の方向はよろしいのでもございすが、いまの時点ではよろしいのかという点で差があった、こういうことでございす。

○野口委員 何遍聞いてもわからないのですけれどもね。

確かに私の方にもその御報告はあります。国共審におけるところの労働者側の御意見としての御報告はいただいておりますし聞かされておりますけれども、こういう公の場ですから、その公の場

で、何と何の対立点があつて、そしてそれが合意に至らなかったというところは少なくとも明らかにしてももらわないと、議論をする前段の問題として、私の方にはたとえば労働側から聞いてきた、それだけでは、あなた側の方だつて、それはそれらの方の情報でお聞きになったのでありましようというふうなことをよくおっしゃるので、少なくとも、この国共審というものは重大な諸問題があるので、そこで対立になったことはこういう形で対立になった、だからこの点はこうなつたというこの経過はきちつと書いてもらわないと、これから審議するの非常に困る。これは私一人が質問するのじゃなくて、後ほどわが党も、また各党も質問をする際にその点については恐らく言及されるであらうから、きょうはその点で私はさらに追及はしませんが、この対立の問題はしっかりと書いてもらいたいと思つたのです。

それから国共審の問題ですが、国家公務員共済組合法の百十一條にこの国共審の任務が明記されていると思うのですが、この国共審の任務というのは一体どういふことになつてゐるのですか。国共法の百十一條の精神というのはどういふものなのか、ちよつと御説明いただきたい。

○中央府政委員 百十一條は、国家公務員共済組合制度の健全な運営を保障いたしますために、組合に關する制度及びその行い給付その他の事業の運営に關する重要事項につきまして大蔵大臣の諮問に應じて調査審議する国家公務員共済組合審議会を設け、そうしてこの国家公務員共済組合審議会は、また同条第二項におきまして大蔵大臣に積極的に建議することであるというもので、もつて共済組合制度を維持発展させるための趣旨かと存じます。

○野口委員 百十一條というものは、もつと正確にお答えをいただきたいのですが、ここに条文があらりますけれども、「この法律に基く組合に關する制度及びその行い給付その他の事業の運営に關する重要事項について、」云々、こういうことになつておりました、この国家公務員共済組合法という

ものの性格から考へて、どう読んでも、公共企業体の共済組合を廃止するとか、いやどうするとかというふうなことはここで審議することはできないのです。これは、どういふ理由でこんなことができるのですか。

○中央府政委員 今度、公共企業共済組合制度を廃止いたしましたので、国家公務員共済組合制度の中に入つてくるわけでございます。そのことは、公共企業体の共済組合の方では廃止の問題でございすが、こちらの国家公務員共済組合の方にとりましても、両方の制度が一緒になるというところで、わけて重要な問題でございすからして、この国家公務員共済組合審議会でのことについて御議論いただくのは百十一條にびつたり合うわけでございます。

では、公共企業体の方の組合の廃止の問題はどうするんだ、こういうことは片一方にあるわけではございすが、廃止だけについて考へてみればですね。それは、三公社の共済組合の方につきましては、制度的にそのような審議会というのにはないわけでございます。（野口委員「つくらなかつたんじゃないか」と呼ぶ）ないわけではございす。

でございすから、それはそれらの方の審議会はないわけではございすが、こちらの方の審議会が審議会として、国共済の方は、国家公務員制度の方からいたしまして重要な事項でございすから、当然百十一條の中に入つてゐるわけではございす。

○野口委員 国鉄を呼ばなかつたのですけれども、いまそんなことを言うからおかしくなつてきたのです。

では、結婚する場合でも、男と女と結婚するのに、男の方はどうしてもあの娘が欲しい、娘の方は嫌がつてゐるのに、男の方は関係するから男の方だけ審議して、こちらの方だけで決まつたから来いというの、そんなことができるのですか。そんなばかなことはできないでしょう。昔はできたか知らぬが、いまはできないですね。そんな、百十一條をへし曲げて拡大解釈して、

そしてこの中でやれるんだということを考へるのがそもそも間違いなんだよ。名前が国家公務員共済組合審議会なんですよ。「等」というのをときどきお使いになりますが、等というものを入れたら全部何もかもできるんだというふうな、そんな拡大解釈をやつたら、これは法律が一つあつたら、等という字が入れば何もかも全部どこまででも広がることができるのですか。国家公務員等というのが仮に入つたとすると、等というのはどこまで入るのですか。

○中央府政委員 国家公務員等共済組合審議会にいたしたいというのは、この法案の中身でございす。その等にするのはどこまで入るかというのには法案に書いてございすけれども、国家公務員とそれから三公企業体でございす。

それで、いまの御議論は、その国家公務員等共済組合になる前のいまの国家公務員共済組合の話かと思ひます。お話を多少……

○野口委員 わかつた。それじゃいいです。そこまで前へ進んで話したんだから私も言ひますけれども、それじゃ、国家公務員等に今度三公社を入れるんだ、そして片方政府は、電電公社は今度は公社を解体をして別のところにやろうというんだ。あなたのところだけが国家公務員に入れたいのですか。三公社を国家公務員にするのですか、どうなんですか、その辺は。

○中央府政委員 電電公社の経営形態問題につきましては……（野口委員「国鉄もそう」と呼ぶ）国鉄も同様でございすが、まだ確定いたしてゐるわけではございせん。

いま委員が御質問のように、経営形態を変更したらどうかということにつきまして、今後の検討というのが進めていかれるような状況になつておることは確かでございます。で、経営形態が仮に民営に変更になつたといつた場合におきまして、共済制度といひますか年金制度も直ちに厚生年金に、民営でございすれば厚生年金というのが原則でございすからして、厚生年金に変わるかどうかというところは、それは立法政策の問題でござい

いますから、イコールすなわちという形になってはこないわけでございます。

私どもはどう考えているかと申しますと、国の国家公務員とそれから公共企業体の職員との年金制度といふのは、古くからの沿革それから現在の制度の中身を考えても、きわめて近い。

わば親類同志、親子兄弟みたいな関係になっておりますものですから、今後の公的年金制度の再編統合を考えてまいりますときには、その近いグループにつきましては、一括した物の考え方を取り扱っていった方が再編統合はやりやすい。同時にまた、個別でそのときそのときで、たとえば厚生年金に移行するということを考えましても、技術的に見ましていろいろむずかしい問題があるということでございますので、このところ、いづれ昭和七十年代までには公的年金の再編統合をしていくわけでございますから、その中間過程におきましては、一括した形で経営形態のいかに問わず共済システムの中で物を整理していつて考えてまいりたい、こういうふうに思っております。

このことにつきましては、私どもが五十五年の六月からいろいろ御検討いただきました、大蔵大臣の私的諮問機関ではございますけれども、共済の研究会の結論でもあり、また同時に、第二臨調の御答申の中にも同様なお考えが出ているところでございます。

○野口委員　理屈をそういうようにおつけになりますけれども、この百十一条を読んだ限りでは、どう解釈してみても、とにかく国家公務員と全く関係のない公共企業体の共済組合、三公社の共済組合を廃止するかどうしようかというような問題を論議することはできないと思うのですね。

なるほど、いまおっしゃったように、この法律で等という字が入ることになりますが、まだ入ってないのですよ。入ってないのに話をしていくのでしょうか。それじゃ全く越権行為じゃありませんか。法律が通ってない先に、通るということを見越してそういうことをやっているのですか。等というのが入らない前に、いみじくもあな

たがおっしゃった、この法律によって等という字を入れていただいで、その中に入れて一緒にやりたいんだ、入らない段階で国共審の中ですでにもうそういう話をしておられるわけでしょう。そういう審議をしておられる。これは越権行為じゃないですか。

○**央倉政府委員** 先ほどもお答えしたとおりでございますが、委員が先ほどこちよつとおっしゃいました比喩をおかりして御説明申し上げますと、比喩のことですから多少不正確かとも存じますが、国家公務員の方を男性だといたしまして、それで公企体の方を女性だといたしますと、これは結婚をするときに男性の方は審議会があるわけでございます。男性の方も結婚するわけでございますから男性として審議会で御検討いただかなければならないわけでございますが、女性の方には審議会がないわけでございますからして、女性の方の立場からしますと審議会におかけする必要は一切ないわけであります。

ただこの審議会につきましては、上部構造的に社会保障制度審議会というのがもう一つございますから、この審議会には、男性の方の側も女性の方の側も両方社会保障制度審議会にはおかけしなければならぬ、これはおかけしているわけでございます。当然のことでございます。という関係でございますから、その国共審、つまり男性の方の審議会におかけすることが越権行為だということにはならないと思います。

○野口委員　私がたまたま言ったのは、相手の側の、いわゆる三公社側の対応をすべき問題点まで言及して、特に女性とあなたがたまたま言ったから僕は言っているのですけれども、そちらの側の、いわゆる廃止される側、統廃合ということとはなくなってしまうわけですから、女性自身をけつ飛ばしてしまうわけでしょう。たまたま男女問題で話をしたのですけれども、いわばけつ飛ばしてしまふような問題を、男性側の方で勝手にやめさせてしまふことを、そういうふうになれば女性をやめさせるということになるわけです。そんな話

はやめましょう。

いずれにしても、三公社のこの共済組合を廃止をするということになる問題までこちら側で検討することができるかどうかということです。できないでしょう、こんなことは。全く越権行為じゃないですか。これは、どう解釈すればそれができるのですか。

○**央倉政府委員** 國家公務員共済組合の方としてはきわめて重要な事項なわけでございますから、そういうことで、国共審には御審議をいただいているわけでございます。

何遍も繰り返し申し上げますように、公企体の方には、国共審と同じレベルといいますが同じ段階での審議会というのではないわけでございますから、制度審に御相談を申し上げる、こういう仕組みになっているわけでございます。

○野口委員　公益側の委員からも、この問題については疑義があったのです。いわゆる労働者側だけが言っているのではないのです。この審議会でこんな問題を検討するというのはおかしいじゃないかということを公益側の委員が言っているのです。あえてそれを、いわば突っ走って、いわゆる国共審の中でこの問題を討議したのでしょう。つまり、いわば三者構成になっている二者がおかしいじゃないか、そう言っているにもかかわらず、これを突っ走ってしまったのでしょう。――首ひねっているのは何でなの。

○**共倉政府委員** 多少違うと思いますが、公益の方がおかしいじゃないかということをおっしゃったわけではございません。そういう事実はなかったと思います。公益の方から御注意があったことは間違いないと思います。労働側の方から疑義がございまして、その疑義についてはきちんと議論を整理しておかないと、基本の問題であるから、後で問題になるからよくその議論をしておくように、こういう御注意があったことは事実でございます。

○野口委員 おかしいじゃないですか。さつき審議会の内容を、その経過を詳しく説明しろと言っ

たら説明しなかったじゃないか、あなた。そうして、こういうことになってきたら、そののちを詳しく説明する。それはおかしいじゃないか。あなた、さっきは守秘事項だからその中身の問題については言えないと言ったじゃないか。今度はその中身の問題を言うんじゃないの、どこそこがどう言って、だれがどう言ったって。そんなばかなことがあるのですか、あなた。それじゃ全部初めからしまいまでその審議の内容を言ってくださいよ、どこで対立して、どこが部分がどうなったかということを。それでなかったら審議できませんよ。おかしいですよ、そんなことは。

○**央會政府委員** 先ほども申し上げましたように、答申の最終段階の話につきましては、私ども、そういうことがございましたから明示的に労働側の委員の方及び関係者の方々に御相談を申し上げてその御意向を承っておるわけでございます。でございますから、先ほど非常に大まかなこととしか申し上げられなかったのはそういうことでございますので、御勘弁いただきたいと存じます。

○野口委員 そんなばかな話があるか。私は、もう少し静かに質問しようと思ったんですけれども、そんな不誠意な態度で私どもに対応されるんだったら、質問できないですよ、これは本当に。私、自分のことを言うんじゃないけれども、こんなに怒ったのは初めてなんだよ。こんなことで怒りたくないんだよ。もっと真つすぐ話をして、いろいろな質問をしたいと思っているんだよ。どうしてそれを言ってくれないんですか。中身がどうなって、何がどう対立してこうなったのか、だからこういう問題が起こっていますというのをどうして言ってくれないんですか。そして最後のところでおかしんじゃないかと言ったら、それじや百十一條の解釈の問題についてはわりあい詳しく審議内容の話をするなんて支離滅裂じゃないですか。

○奥倉政府委員 先ほども申し上げましたように、その答申案の中で二点につきましてこれは削

ってほしいというのが最後の話になったわけでございます。(「二点というのは何だ」と呼ぶ者あり)ですから、いま申し上げます。

それで、削った文章をすつと読んでみます。「本諮問の内容は大きく分けて二つある。その一つは、国共済と公企体共済の統合・一本化であり、その二は、財政的に崩壊に瀕した国鉄共済の救済である。前者については、公的年金の統合ないし一本化は高齢化社会を迎える時代の要請であり、今回、もと同根の国共済と公企体共済とがこれに先鞭をつけることを評価する意見と、公的年金の将来展望が明確に示され、かつ、経営形態変更問題のめどがついた後に取り上げるべきであり、いまはその時期ではないとする労働側意見とに分かれた。」この部分が消えております。要すれば、意見が両方分かれた部分は消そう、こういうことでございます。

もう一点でございますが、「諮問原案の考え方を支持する側からは、現実問題として、再計算による負担増と国鉄共済への拠出金が重なるのであるから、筋を曲げない範囲で最大の配慮が望ましい」という意見が出された。労働側は、当面の措置として国鉄共済の不足財源について国及び年金グループからの貸付金による補てんを主張した。」この部分が消えてございます。そのところを消すか残すかというのが最後の点でございます。

○野口委員 審議会では、もっと時間をかけてゆっくりといういろいろな方面からの意見を聞いてやるうというのに、とにかく法案提出に間に合わないからといって急がしたんでしよう。そして結局、八十かになっていらつしやる会長さんのおしりをたたいて何とかしてまとめさせたというのが、まあ会長不在のままの骨抜き国共済案、答申全文というのを読ましていただいているのですけれどもね。これは答申になっていないですね、とにかく中身は意見対立のままということになって、これは答申じゃないです。意見が書いてあるだけ、意見が書いてあるというか並べてあるというにすぎないわけです。

ちょっと戻りますが、先ほどのこの百十一條の解釈ですが、法制局来ていただいていると思いますが、内閣法制局、この問題について、この法律の解釈、この百十一條はどうお考えですか。

○前田(正)政府委員 これまでの御議論に関連してお答えいたしますと、仮に公企体共済組合を廃止すると公企体共済組合を仮に地方公務員組合と統合する、そういう問題でございませうれば別でございませうけれども、先ほど来大蔵省の方から説明をされましたように、言ってみますれば公企体の組合を国共の組合に吸収する、そういう意味におきまして国共の制度自体についても重要な問題でございませうので、まさに国共法百十一條で規定をしております制度に関する重要な事項に当たるといふことだと思ひます。したがって、国共法百十一條との関係で申しますれば、むしろ国共案で審議をしなければ国共法の面では不十分であるといふことになるかと考えております。

○野口委員 それは全く拡大解釈で、つるんでいる方だから仕方ないとしても、しかし国家公務員という枠の中にある法律を、国家公務員でない者を統合させるためにそこで議論しようというのだから相当無理がある。これは、先ほどの話じゃないが、拡大解釈をして今日までやってこられたんだらうと思うのですけれども、しかし、私もから言え、全くこれは越権行為であり、しかも法律の違反であると言わざるを得ないと思ひます。

しかし、仮にそのことが今日の経過の中にあって審議されたのか意見が述べられたのか、答申そのものが不十分でありますから、その成果は何もなかったと言つてもいいと思ひますけれども、しかし、それでは、かつての機関の中にあった電電公社あるいは国鉄、専売という三公社がそれぞれ公社に移行していった経過を持っている。これは、三公社が年金関係だけは今後とも国家公務員の共済組合年金といふことになるわけですが、こんなことになるのははかにも例があるのですか。○大蔵政府委員 国家公務員と三公社が同じだといふのは、たとえば退職金に関する法律なんかも

同じかと思ひます。あと一つ二つあったかと思ひますが、(「野口委員「年金です」と呼ぶ)年金は、ですから今度一緒にするわけでございますから、年金につきましても、御承知のように八つに分かれておるわけでございますね。それで八つに分かれて分立しているものが、今度の法案をお願いをいたしまして、これをお認めいただきますと制度的には七つになる、こういうことになりませう。

○野口委員 だから、こういう関係のものというのは今回初めてだということですか。それでは国家公務員に統合したという例はいままでないのですか。

○大蔵政府委員 制度的に違うものを統合したといふのは今回初めてかと思ひます。ただ、たとえば国家公務員の共済組合制度の中で、共済組合が違つてございませう造幣局とか印刷局とか、そういう組合を一つの連合会にするという例は前にございませう。

○野口委員 なし崩し的にそういう小さなところを統合してきた経過というものは、私もそれなりに聞いているわけでありませうが、法案以前の問題をもう一言なければならぬと思ひますが、時間の関係もありまして、まだたくさん残つておりますけれども、また次回に譲ることになりまして、内容に少しく入つていきたいと思います。

〔委員長退席、中西(啓)委員長代理着席〕

この法案の基本姿勢になつております前段に、公的年金制度の再編統合の第一段階、こういうことを言われておる。先ほども、大臣からもこういうお言葉がございました。第一段階ということはどういう意味でございませうか。

○大蔵政府委員 先ほど御議論ございましたように、公的年金制度は、将来の高齢化社会を迎えまして早急に整備をまいりませんと、負担と給付の関係がバランスがとれてございませぬものから、二十一世紀前後におきまして混乱を来すのではないかと。したがって、これをできるだけ早くやつてまいりたい。

できるだけ早くやつてまいりたいといふ内容でございますが、基本的には、給付と負担との関係を見直しませんと制度の実態はよくならないわけでございますが、しかし、制度の実態をよくするために給付なり負担なりを見直しますときに、ただいま八つに制度が分かれておる、分かれていることの兼ね合いにおきまして制度間の違いというものがどうしてもございませう、それが官民格差と言われたりあるいは官官格差と言われたりするところが多いわけでございます、そういう格差に対する国民の皆さんの意識というものがあつて、給付なり負担なりを見直していくといふことはなかなかむずかしいことでございます。

したがって、年金財政の基礎を拡充していくといふことから、それから格差を是正していくといふ面からいたしましても、再編統合といふものはやつてまいらなければならぬ。そのやつてまいります手順なり具体的な内容というのは五十八年度末までに確定をしよう、こういうことになつてございませう。

ただ、五十八年度末までに作業をするわけでございますけれども、何もなしに各省、つまり八つに分かれてございませうから主管庁も分かれております。そういうところでばらばらに作業をしてもいけないといふことで、その作業をいたしますおよその手順というものを先日四月一日に公的年金制度に関する関係閣僚懇談会で決めたわけでございます。その第一歩といひますか、最初に出てくる話と申しますのが、この国家公務員とそれから公企体共済の共済組合制度の統合といふことと、地方公務員共済組合制度の財政単位の一元化、こういうことでございます。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

国家公務員と公企体共済の共済組合の相互におきましては、いわゆる官官格差と言われておるうちに制度間の違いといふものがございませう、将来国家公務員及び公企体を合わせました共済年金制度といふものを民間の厚生年金制度と合

わけていく場合には、まず中で違う相違を合わせ
ておきまさんと合わせようということになるわ
けでございます。そういう意味では第一段階
というふうに言えるのかと存じます。

なお、第一段階、第二段階という言葉がよろし
いかどうかということでございますけれども、第
二段階という言葉を使えば、五十九年度を
目安とした厚生年金、国民年金、船員保険
の関係整理と申しておりますが、基本的にそこ
で今後の公的年金制度の基本となるのが固ま
ると存じます。それに合わせた形で共済年金
制度も改革をしてまいって、今度はいわゆる官
民格差の是正というものをやってみよう、こ
ういうふうに考えているところでございます。

○野口委員 ちよつとここで大臣にお聞きしたい
と思うのです。

いま、第一段階でそういうような形でやりたい
というのですけれども、大臣も先ほどおっしゃ
たかとも思うのですが、いわゆる第二臨調の中
で公社の経営形態の方向を示されているわけ
です。こういうときに当たって、しかもまた、厚
生年金あるいは国民年金そのものにもメスを入
れなければならぬ、こういう日程という先行
きがほぼ見通せる中にありまして、いまの時
点で三公社の部分で国家公務員と一緒にしな
ければならぬ理由というの、端的に言って一
体何なんですか。これは国鉄を救うため、こ
の一点に尽きるのですか。それは一体どうい
う目的で、このようないわばつじつまの合
われない提案をなさるのですか、そのとこ
ろをひとつ大臣の方からお聞かせいたした
きたい。

○竹下国務大臣 確かに、今日までもいろいろ
な立場で、言ってみれば国鉄共済法案じゃな
いかという趣旨の御質問もございました。

しかし、提案理由でも申し上げております
ように、その淵源をさかのぼれば、歴史的に
もまた類型的にも国家公務員と公企体の共
済組合というものがまず第一歩としてそれ
を踏み出し、あわせて国鉄共済というもの
の現状から見てもそれにも対応し

ていく、こういう精神で、まあいろいろ議論
があったようにございます。私も余り詳しい
方じゃないけれども、そういう形で今日に至
ったわけでございます。

したがって、先ほど来御議論になってござ
います国共審の問題も、私も全く知らぬわけ
でもありません。そういう議論、そうしてま
た運営の仕方等についても若干の、感情とい
う表現は当たりませんが、必ずしも環境的に
十分な場所が得られなかったというふうな
経過を経て今日に至ったわけでございま
す。私は、第一の目的は類似性のある国家
公務員共済と公企体共済とを第一歩として
踏み出すというところに意義があつて、国鉄
共済というものが、そのみが先行して考え
られた措置とは必ずしも思っておりません。

○野口委員 類似するよく言われるのです
けれども、三公社というのは国の機関から公
社に移行しまして、その時点で本来民間の社
会保険であります厚生年金に加入すべき要
件を持っていたのでありますけれども、たまた
ま当時は、厚生年金が第二次世界大戦にお
ける戦費の調達の手段から出発をしまして、
その歴史も浅く、また老後を保障するに足
る要素が非常に欠けておりました。条件に
ありまして、加えてかつての恩給権を持っ
ている者の中におけるといふことがあつて、
その解決策として国家公務員共済組合とい
う新法をつくらう、議員立法によつて現行
の公企体共済組合が成立したという経過が
あります。

したがって、明らかに国家公務員とは異
なつた職域年金としての性格を強く持つて
いるわけでありまして、そのために、公的
年金制度にある国庫負担相当分についてす
べて企業負担になつていくという非常に異
なつた点があるわけでありまして、先ほど
から類似点とよく言われるのであります
けれども、非常に異なつた点を持つていま
うことも、この際明らかに御認識いただ
かなければならぬ。これもわかつていま
す。

詰めてまいりますと、結局、この三公社
の公共企業体の年金の中でいろいろなる理
由があつて、原因もございまして、とにかく
国鉄を初めとする、特に国鉄であります
が、年金制度というものが非常に危機状態
にある、これを何とかしなければならぬとい
うことがどうも頭の先にありまして、その
ことの解決策を本来政府が責任を持つて
やらなければならないものを、統
合という一つの手段を講じることによつて
政府が逃げ道をこしらへたい、こういう手
段をお考えになつたのが今回の年金の統
合問題だと断ぜざるを得ないのでございま
す。しかし、それをおきまして、次の問題
点についてお聞きいたします。

厚生省にお聞きいたしますけれども、先
ほどちよつと前の質問者にもお答えになつ
ておりましたけれども、二十一世紀に向け
まして有識者一千名に對しまして年金問題
に関するアンケートを出した。どういふ評
価を今日お持ちになつておられるのか。第
二次調査をやる予定であつたのを、おやめ
になつた理由も含めて、第一次調査ではど
ういふようなものが出てきて、それに対する
評価と展望を厚生省の方からお聞かせ願
ひたい。

○渡辺説明員 今回実施いたしました有識
者調査は、今後の年金制度のあり方に関し
まして広く各界有識者の御意見を伺いまし
て、私どもが来年に予定しております制度
改正の参考に資したいというところでござ
います。幸い対象者の方々の御理解、御協
力をいただきました。この種の調査では大
変高いと思われまして、四四％の回答率を
得ることができました。私どもとしまして
は、次期制度改正に向けて貴重な御意見
をちょうだいすることができたというふう
に考えております。

それから、先生後段でお尋ねの第二回
調査の件でございますが、私も、昨年末に
第一回目の調査をいたしましたときに、必
要があれば二回目の調査をさせていただきます
という趣旨を申し上げて御協

力をお願いしたわけでございますけれども、
第一回調査の結果を慎重に検討させていただ
きました結果、それぞれの項目につきまして
有識者の方々の御意見が相当程度集約さ
れておりました。第二回は、どういふふう
に判断いたしましたので、第二回は、どう
いふふうに見合わせることにしたわけで
ございます。

○野口委員 年金問題では財源の問題、給
付水準、無年金者、さらにはまた婦人の
年金権、いろいろ大きな問題がございま
す。中でも国民年金、これがこれからの一
番重要な課題だと思つて、厚生省は、今
日の段階で国民年金の将来展望という問
題についてどのような基本的な構想を持
ちながら、厚生省にひとつこの際伺つて
おきたい。

○渡辺説明員 先生おっしゃいましたよ
うに、国民年金制度は国民年金制度として
いろいろ問題を抱えているわけですが、同
時に、私どもが所管しております厚生年金
等他の年金制度もそれぞれ問題を抱えて
おります。

そういうことで、国民年金だけで将来
どうする、という国民年金に局限した考
え方ではなくて、厚生省が所管いたしま
す年金制度全体につきまして、将来とも
安定的に制度運営が図られるように、制
度の枠組みを含めた検討をする必要があ
る。婦人の年金保障問題を取りましても、
現在国民年金に任意加入できるやうにな
つておりますが、被用者の年金制度は厚
生年金保険制度でございまして、やはり
制度をまたがって種々検討していく必要
がある。うということ、現在、国民年金に
つきましても、厚生年金につきましても、
次期通常国会に改正案を提出することが
できますやうに鋭意作業を進めてい
るところでございます。

○野口委員 年金問題は、いまも私も
ちよつと言葉が足りませんで国民年金
だけを申し上げましたが、確かに厚生
年金にも関連する点で大きな課題を持
っているわけでありますけれども、と
にかく先ほど来話をしていますやうに、こ
の年金問題は将

来的には非常に重要な政策の課題である。しかも、老齢化社会がどんどん進んでいるという中にあって、基本的には将来を保障していく構想というものを明らかにしながら、恐らく統合をしたりあるいはまた合併をしたりしなければならぬというところからいって、恐らく統合をしないというところは、幾ら統合しても財源問題が解決するわけではありませぬし、あるいはまた、再編しただけでこの財政問題が解決していくものでもないことは明らかであります。

特に、私も一番重要に思っておりますことは、その過程の中にありまして国が一定の保障、そういったものを今日まで行ってきたものを、途中でいけば財政事情が悪くなったからといって過重な負担を一つの公社、たとえば国鉄なら国鉄に對して過重な負担をかけるか、あるいはまた、年金のストライドの停止をさせるか、いろいろなことを言っているようでありませぬけれども、そういったことをやるというところは、公的年金という立場から考えて非常に問題がある。権利侵害でもあるし、年金制度というものが雇用の際におけるところの一つの契約事項であるとするならば、これもまた契約違反であるとも言える。

いろいろなことから考えてみても、今日の国鉄の財政事情、共済の危機状態というのに対応する大蔵省の考え方というのは非常に安易であり冷たいと言わざるを得ないのでありますけれども、国鉄職員に対してこういう措置をとるなら、他のいわゆる三公社というものと国家公務員の共済とを統合することだけでそのことが推進するとはとても思われぬ。しかも、その中において、先ほどもお話しがりましたが、国鉄自身も努力をするが受給者がまんじろ、こんなことを言っているというふうなことは許せないと思うのでありますけれども、大蔵省はこの点については一体どうお考えか、ひとつその点も明らかに聞かせていただきたいと思います。

○大蔵政府委員 国鉄共済組合が昭和六十年年度ごろから財政危機に入りまして、六十一年になりま

す全く支払い不能になるのではないかと、いうように見込まれる状況でございますからして、この法案の中では、ほかの二つの公企体の組合と国家公務員の共済組合とで国鉄に応援をいたしますための財政調整事業というのを仕組んでやるわけでございます。その際に、国鉄を助ける側の共済組合の方からは、助けられる国鉄におきまして自助努力を十分やってほしい、それを前提にして、ないとい自分の方が助けるというわけにはいかない、こういう御意見が、先ほど御議論ございましたように、国家公務員共済組合審議会代表に代表していただいで御議論いただきましたときにも強かったわけでございます。

助けられる方と助ける方との間の両方の立場の違いというものがそこに出てきているわけでございますが、その辺のところも踏まえまして、国鉄の現在の職員の方々は掛金を、助けていただくか、あるいはまた、年金の共済組合よりは若干高いところであって、他共済組合より自己努力をお願いして、同時に、これは国鉄の内部の努力でございますけれども、現役とOBとの間でその努力の仕方をどういうふうに分けたらいいんだということ、これも国鉄と十分御相談申し上げまして、まあ大体半分半分ぐらいにしたらいいんじゃないだろうかというふうに、いま大体そういうことで皆さんの御了承を得ながら話を持ってきたわけでございいたします。これは、何が大蔵省が自分だけで考えたということでもございませぬ、この関係の方々皆さんの御意見を踏まえたところで出てきた結論なんでございいたします。

なお、そうは申ししましても、このことにつきましては、最終的には運営委員会というものをこの法律の中でお願いしてございませぬけれども、その運営委員会が各代表がご集まりになりましてお決めになることでもございいたします。

○野口委員 財政上の措置の問題につきまして、これはもう全く異論のあるところでありまして、また日を改めて同僚議員あるいはまた私も

再度質問させていただきますが、いづれにしましても、国鉄職員の方々が財政上の事情から、一定の期間であらうと思ひますけれども、一定の期間であらうとも、その退職年金を減額されるあるいはまた掛金が異常に大きくなる、こういうようなことは許せないことでありまして、私どもは、単にそれは国鉄だけの問題ではなくて、年金受給者全体にかかわる権利の問題だということを考えるわけでありませぬ。

したがって、この問題は後日に譲って議論させていただきますけれども、いづれにしましても、今日の段階では、この財政上の問題のあり方にしまして、たとえば政府案は財政上の計算根拠として五年ごとというものを主張されておりますが、これは必ずしも五年でなければならぬというところでもないと思ひます。当面三年間というふうな考え方もないではない。いろいろなことから、私は、この問題についてはさらに十分議論を尽くしていかなければならぬだろうと思ひます。

ただ、先ほども言っておりますように、国共審の紛糾がそのまま国会に持ち越されたというふうな感じ、この法案提出の経緯になつていっているわけでありませぬ、大臣も少し知つていられるとおっしゃっておりますが、いづれにいたしまして、この問題は、先ほども申し上げましたように、三公社の経営形態の問題あるいはまた今後の国民年金あるいは厚生年金のあり方、いろいろな答申がこの秋にも出てくる状況にあるわけでありまして、本当に何も、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、この国会で通過させるんだとか次のときにはどうするんだとかというふうなことを口走っておられませぬけれども、そんなものじゃなくて、慎重に審議をして本當に国民の納得のいくような年金制度というものを樹立しなければならぬ、こう思ふのでありますが、大臣、最後にその点について一言お答えをいただきます。

○竹下国務大臣 最終的に、福祉国家というものを対するいろいろな定義がございますが、先ほどわ

が国の平均寿命の長いお話をいたしました、實際問題、低い国を下から言つと、エチオピアの三十七歳、アフガニスタンの三十九歳、パングラデシュが四十一歳というふうなところとあるわけでございます。日本の歴史を見ましても、ちょうど二十五年目ごとに刻んでみましても、明治十六年、百年前が四十二・八歳、七十五年前が四十四・三歳、それから昭和八年、ちょうど五十年前が四十六・九歳、それで戦後は五十歳、人生わずか五十年というところでずっと来たわけですね。

そういうことを考えると、先進国と言われる福祉国家というのは、福祉政策が一番充実したというものは何であらうかというところ、結局、年金が充実した国が福祉国家として一番充実した国であるというふうな定義もつけられるのではないかな、こういうふうな感じを持っております。そして、私は過疎地帯の出身でございますので、田舎へ帰りますと、人口五千おりましたが、年金受給者がちよと千人おりました。大変なものだ、先生、いづころなくなりましてございませぬか、こんな

に千人ももたらせておつちや大変でございますというふうな話がございます。確かに財政というものが国民の中にいろいろ問題を提起するようになり、そしてまた、年金問題に對してその種の不安を持つようになり、ちよと昭和六十五年になれば私も年金受給者になる、いささか老境に達した感もないわけでございます。

そういうことを考えてみますと、やはりこの際ビジョンを打ち立てなければいかぬ、これが基本的な問題である。しかしながら、ビジョンを打ち出すまでに形の上で成つてあらわれてくるものが今度御審議いただく法律で、それが国会で議論されることによつて、やはり国会というところは将来のことについていろいろ議論してくれるところだ、はあ、おれたちの年金も大丈夫なんだなという、国民にもそういう意識を徹底させる一つの機会にもなるのではないかな。いまおっしゃいましたように、なるほど慎重審議をお願いしなければならぬ、慎重という字は時間というだけ

で読めるものではございませんので、まさに慎重審議して、かつ、速やかに御可決あらんことを心からお願ひをしておる、こういうことにならうかと思ひます。

○野口委員 終わります。

○森委員長 次回は、来る十七日火曜日午前十時十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

国家公務員等共済組合法

目次中「第三十七条―第三十九条」を「第三十七條―第四十條」に、「第四十條―第五十條」を「第四十一條―第五十條」に、「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に改める。

第一条第一項中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「公務員」を「当該国家公務員等の職務の」に改め、同条第二項中「国」を「国及び公共企業体」に改める。

第一条の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第七十九条又は第八十二条

の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。

ロ 公共企業体に常時勤務する者(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三十条第一項若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の公共企業体に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、期間を定めて雇用される者及び公共企業体から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。

第二条第一項第二号ロ中「前号」を「イ」に改め、同項に次の一号を加える。

七 公共企業体 次に掲げるものをいう。

イ 日本専売公社

ロ 日本国有鉄道

ハ 日本電信電話公社

第三条の見出しを「設立及び業務」に改め、同条第一項中「各省各庁ごと」を「各省各庁及び各公共企業体ごと」に、「当該各号」を「同項各号」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条に次の二項を加える。

3 組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付

を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条各号に掲げる福祉事業(第五章を除き、以下「福祉事業」という。)を行うことができる。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、「いう。」の下に「又は各公共企業体の総裁」を加える。

第六条第一項第六号中「事項」の下に「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 福祉事業に関する事項

第八条中「いう。」の下に「並びに各公共企業体の総裁」を加え、「各省各庁の所屬」を「各省各庁又は公共企業体の所屬」に改め、同条に次の一項を加える。

2 各省各庁の長又は公共企業体の総裁(以下「組合の代表者」という。)は、組合員(組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。)のうちから、組合の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第九条第三項及び第四項、第十条第二項並びに第十一条中「各省各庁の長」を「組合の代表者」に改める。

第十二条の見出し中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第一項中「組合の業務」を「当該組合の業務」に改め、同条第二項中「組合の利用」を「当該組合の利用」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公共企業体の総裁は、組合の運営に必要な範囲内において、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣の承認を受けて、その所屬の職員その他当該公共企業体を使用される者をして当該組合の業務に従事させ、又はその管理に係る土地、建物

その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項を削る。

第二十一条を次のように改める。

(設立及び業務)

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、すべての組合をもつて組織する国家公務員等共済組合連合会(以下「連合会」という。)を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付(第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。)の事業に関する業務のうち次に掲げるもの

イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用の計算

ハ 責任準備金(第三十五条の二第二項に規定する責任準備金をいう。ニにおいて同じ。)の積立て

ニ 責任準備金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ その他大蔵省令で定める業務

二 福祉事業に関する業務

3 前二項の規定は、組合が自ら前項第二号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。

4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員等共済組合審査会に関する事務を行うものとする。

第二十四条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 国家公務員等共済組合審査会に関する事項

第二十四条第一項中第七号を第八号とし、第

六号の次に次の一号を加える。

七 長期給付に係る俸給と掛金との割合に関する事項

第二十四条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第二十七条第一項中「九人」を「十二人」に、「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十一条第一号中「除く」の下に、「公共企業体の常勤役員若しくは常勤職員」を加える。

第三十二条第一項中「連合会加入組合」を「組合」に改める。

第三十五条第二項中「連合会加入組合を代表する組合員である」を「組合を代表する」に改め、同条第三項中「連合会加入組合に係る各省各庁の長」を「組合の代表者」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に依りて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に意見を述べることが出来る。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(責任準備金の積立て及び運用)
第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付に充てるべき積立金(以下「責任準備金」という)を積み立てなければならない。

2 連合会は、責任準備金の額のうち、厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

第三十六条中「及び第十一条から第二十条まで」を、「第十一から第十七条まで、第十九条及び第二十条」に、「第十一から各省各庁の長」を「第十一から組合の代表者」に改め、「第十二条中「各省各庁の長」とあるのは

「大蔵大臣」とを削る。

第三十七条第一項中「各省各庁」の下に「又は公共企業体」を加え、「当該各号」を「同項各号」に改める。

「第四章 給付」及び「第一節 通則」を削り、第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条 削除
第四十一条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 給付

第一節 通則

第四十一条第一項中「長期給付で連合会加入組合に係るもの」を「長期給付」に、「以下この条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項」に改め、「第七十五條、第七十九條の二、第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二第二項」を削り、同条第二項中「公務により」を「公務(公共企業体の業務を含む。以下同じ)により」に、「当つて」を「当たつて」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「組合」を「連合会」に改める。

第五十五條第一項第一号中「(連合会加入組合にあつては、連合会を含む。)」を「又は連合会」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第七十五條及び第七十九條第一項中「組合」を「連合会」に改める。

第七十九條の二第五項及び第八十條第四項中「その退職に係る組合」とに「を」を削る。

第八十一條第三項中「組合が」を「連合会が」に、「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「よること」を「よるものであること」に改める。

第九十二條の二第二項中「組合に」を「連合会に」に改める。

第九十八條中各号列記以外の部分を次のように改める。

組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲

げる事業とする。

第九十八條中「貸付」を「貸付け」に、「受入」を「受入れ」に改め、同条に次の一号を加える。

七 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第九十九條第二項及び第三項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第四項中「もつばら」を「専ら」に、「同項各号列記以外の部分」を「同項」に、「国の」を「国又は公共企業体の」に改める。

第一百一条第四項中「連合会加入組合」を「組合」に、「払込」を「払込み」に改める。

第一百二條第一項中「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第三項中「連合会加入組合」を「組合」に、「又は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改める。

第一百三條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改める。

第一百四條第一項中「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に、「組合(連合会加入組合にあつては、連合会)」を「連合会」に改め、同条第三項中「国」を「国又は公共企業体」に、「各省各庁の長(連合会に置く審査会にあつては、大蔵大臣)」を「大蔵大臣」に改める。

第一百五條第一項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第一百七條中「この条」を「この章」に改める。

第八章 国家公務員共済組合審査会を「第八章 国家公務員等共済組合審査会」に改める。

第一百一条の見出しを「(国家公務員等共済組合審査会)」に改め、同条第一項中「基く」を「基づく」に、「国家公務員共済組合審査会」を「国家公務員等共済組合審査会」に改め、同条第三項中「九人」を「十五人」に改め、同条第四項中「関係行政機関の職員」を「国又は公共企業体を代表する者」に改める。

第一百六條第一項及び第二項中「組合」を「組

合及び連合会」に改め、同条第三項及び第四項中「組合」を「組合又は連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、各公共企業体に所屬する職員をもつて組織する組合(以下「公共企業体の組合」という)に關して第六條第二項若しくは第十五條の規定による認可又は第十六條第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本専売公社 大蔵大臣
二 日本国有鉄道 運輸大臣
三 日本電信電話公社 郵政大臣

第一百七條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第一百七條の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は福岡財務支局長に行わせることができる。

第二百一十條第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第二百一十條第三項中「国」を「国又は公共企業体」に、「第五十八條」を「第五十八條第一項」に、「及び同法第六十條第一項」を並びに同法第二十九條ノ三及び第六十條第一項に、「金額を」を「金額をこれらの規定の例により」に改める。

第二百二十四條の二の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第二條第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という)に使用される者(役員及び常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という)となるため、又は」を削り、「国若しくは」を「国、公共企業体又は」に、「若しくは事業を」を「又は事業」に改め、「公社職員又は」を削り、「国の負担金」を「国又は公共企業体の負担金」に改め、「公社又は」を削り、「又

は職員団体」を「若しくは公共企業体又は職員団体」に改め、同条第二項第一号及び第三項中「公社職員又は」を削り、同条第四項中「公社職員又は」及び「公社又は」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二百二十五条の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条中「組合から」を「かつ、組合から」に、「第九十九条第二項各号列記以外の部分」を「第九十九条第二項」に、「国の」を「国又は公共企業体の」に改め、「第二百三十三条中「国は、」とあるのは「組合は、」と、「同法第五十八条の規定による国庫の負担及び同法」とあるのは「同法」とを削る。

第二百二十六条の見出し中「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第一項中「連合会から」を「かつ、連合会から」に改め、同条第二項中「職員と」を「職員」とに、「組合と」を「組合」とに改め、「並びに役員については第四章第三節その他の長期給付に関する規定」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的職務等は、政令で定める。

第二百二十六条の二第一項中「組合員が」を「組合員（公共企業体の組合の組合員にあつては、政令で定める者を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において同じ。）が」に、「同じ。」の「を」地方の組合の組合員」という。の「に」改め、同条第二項中「（組合員であつた者を含む。次項において同じ。）を削り、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「及び第三十九条」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「組合員が」を「第四項の規定により第二百二十四条の二の規定を準用する場合における必要な技術的職務等その他組合員又は組合員であつた者が」に、「について」を「に關し」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 組合員又は組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有

する者に限る。）が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を当該地方の組合に移換しなければならぬ。

4 第二百二十四条の二の規定は、第一項に規定する政令で定める者に該当する者が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方の職員（地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同法第四百四十二条第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）となるため退職した場合について準用する。

5 前項において準用する第二百二十四条の二の規定により同条第二項に規定する継続長期組合員となつた者は、地方の職員であり、かつ、継続長期組合員である間、地方公務員等共済組合法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

第二百二十六条の三第二項中「地方の組合の組合員」を「地方の組合の組合員であつた組合員のうち前条第一項に規定する政令で定める者に該当するものが地方の組合の組合員であつた間、この法律の規定による長期給付の支給を受けた場合におけるその者に支給する長期給付の額の調整その他地方の組合の組合員」に、「について」を「に關し」に改める。

第二百二十六条の五第二項中「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第二百二十六条の六中「一般職の職員」を「国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員」に、「国家公務員法第七十七条」を「同法第七十七条」に改める。

附則第三条の二を次のように改める。

（長期給付の事業等に関する公共企業体の組合の特例）

第三条の二 連合会は、当分の間、第二十一条

第一項の規定にかかわらず、公共企業体の組合以外の組合（第六項において「連合会を組織する組合」という。）をもつて組織するものとする。この場合においては、同条第二項の規定により連合会が行ふこととされている業務のうち公共企業体の組合に係るものについては、当該公共企業体の組合が行い、連合会が行わないものとする。

2 前項の場合において、第六条第一項第六号中「第二百四十四条第一項第七号」とあるのは「公共企業体の組合（第二百四十六条第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下第九十二条の二までにおいて同じ。）以外の組合（以下第二百二条までにおいて「連合会を組織する組合」という。）にあつては、第二十四条第一項第七号」と、第二十四条第一項第七号中「長期給付」とあるのは「連合会を組織する組合の長期給付」と、第二十七条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第二項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、同条第三項中「組合の代表者」とあるのは「連合会を組織する組合の代表者」と、第三十五条の二第一項中「長期給付」とあるのは「連合会を組織する組合の長期給付」と、第四十一条第一項中「長期給付」とあるのは「長期給付で連合会を組織する組合に係るもの」と、同条第三項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、「郵政省」とあるのは「連合会にあつては郵政省又は公共企業体の組合に、公共企業体の組合にあつては郵政省又は連合会若しくは他の公共企業体の組合に、それぞれ」と、第五十五条第一項第一号中「又は連合会」とあるのは「（連合会を組織する組合にあつては、連合会を含む。）と、第七十五条及び第七十九条第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第七十九条の二第五項及び第八十条第四項中「額は」とあるのは「額は、連合会又は各公共企業体の組合ごとに」と、

8 第八十一条第三項及び第九十二条の二第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第二百一十一条第四項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、第二百二条第三項中「組合」とあるのは「連合会を組織する組合」と、「国若しくは公共企業体」とあるのは「国」と、第二百二十六条の二第三項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」として、これらの規定を適用する。

3 第一項の場合において、公共企業体の組合は、政令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

4 公共企業体の組合は、責任準備金の額のうち、厚生年金保険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額として政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項各号に掲げるもので大蔵大臣が指定するものに運用しなければならない。

5 第二百六条第五項の規定は、大蔵大臣が前項の規定による指定をする場合について準用する。

6 第一項の場合において、公共企業体の組合の組合員若しくは組合員であつた者（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。以下この項において同じ。）が他の組合の組合員となつたとき、又は連合会を組織する組合の組合員若しくは組合員であつた者が公共企業体の組合の組合員となつたときは、その者に係る責任準備金に相当する金額を、元の公共企業体の組合にあつては他の公共企業体の組合又は連合会に、連合会にあつては公共企業体の組合にそれぞれ移換しなければならない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により公共企業体の組合以外の組合をもつて連合会が組織されている間にお

けるこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条の三中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の公布の日から」を削り「組合員であつた者（運営審議会）を」組合員であつた者若しくは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者（運営審議会の委員であつた者又は当該旧組合の運営審議会）に改める。

附則第十二条の二中「第二条第一項第三号イ又はロ」を「第二条第一項第三号」に改める。
附則第十二条の七第四項中「その退職に係る」を「連合会又は各公共企業体の」に改める。

附則第十三条の二第三項中「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法」に改める。

附則第十三条の十次に次の十一を加える。

（公共企業体の組合の組合員に係る公務による障害給付等の特例）

第十三条の十一 公共企業体の組合の組合員（第二百二十四条の二第二項（第二百二十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。）である間に公務（組合の業務を含む。）又は通勤（国家公務員災害補償法第一条の二に規定する通勤をいう。）により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付に關する規定の適用については、当分の間、その者のその障害はないものとみなす。

2 公共企業体の組合の組合員である間に生じた公務傷病により死亡した者に係る遺族給付

に關する規定の適用については、当分の間、その者は、公務傷病によらないで死亡したものとみなす。この場合において、第九十二条第二項中「国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る遺族補償年金又はこれに相當する補償」とあるのは、「国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金に相當する補償」とする。

3 前二項の場合においては、第九十九条第二項第三号（第二百二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、公共企業体及び公共企業体の組合については、適用しない。
（定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に關する特例）

第十三条の十二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の十五第一項において「定年退職日」という。）まで引き続いて組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合（国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職した場合を含む。）以下「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職年金（附則第十三条の十五第二項に規

定する特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定（長期給付に關する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることのできる。この場合において、長期給付に關する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相當する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職年金（附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。）又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定（長期給付に關する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることのできる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があることを認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従

い、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該當するに至つたときは、その翌日（第三号に該當するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該當するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職年金（附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金を含む。）を受けることができる組合員期間を有することとなつたとき、又は第七十九条の二第二項各号の一に該當することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相當する給付を行うものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。

続に關し必要な事項は、政令で定める。

(特例継続組合員が死亡した場合における遺族年金の特例)

第十三条の十三 特例継続組合員が公務傷病により、特例継続組合員である間に死亡した場合における第八十八条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これにその者の組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る)の月数を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額とする。

一 四十九万二千円

二 特例継続掛金の標準となつた俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、特例継続組合員が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であつたときは、その者に係る前項の遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

3 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合における第八十一条第一項第二号の規定による障害年金又は第八十七条第一項の規定による障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第十三条の十四 特例継続組合員(第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ)は、健康保険法第十二条の規定の適用については、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

2 特例継続組合員は、国民健康保険法(昭和

三十二年法律第九十二号)第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る退職年金の特例)

第十三条の十五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の規定により支給する退職年金(以下「特例退職年金」という)の額は、第七十六条第二項及び第七十六条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る)の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円

二 俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

3 前項の場合において、その者が昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その者に係る特例退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額から政令で定める金額を控除した金額とする。

(特例退職年金の額の改定)

第十三条の十六 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をしたとき(当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるものを除く)は、前後の組合員期間を

合算して特例退職年金の額を改定する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

2 前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千円

二 再退職に係る俸給の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

(特例退職年金と他の給付との調整)

第十三条の十七 既に特例退職年金の支給を受けている場合を除き、特例退職年金を受ける権利を有する者が第八十条第一項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

2 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

3 特例退職年金を受ける権利を有する者については、昭和五十四年改正法附則第七条第二項の規定は、適用しない。

4 第七十七条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職した場合において、その者が当該退職により特例退職年金以外の退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

(特例退職年金に係る遺族年金の特例)

第十三条の十八 特例退職年金を受ける権利を有する者(第七十七条第一項の規定により当該特例退職年金の支給を停止されている者を除く)が公務傷病によらないで死亡したときは、第八十八条の規定にかかわらず、その者の遺族に、遺族年金を支給する。

2 前項の規定により支給する遺族年金(附則

第十三条の二十一において「特例遺族年金」という)の額は、第八十八条から第八十八条の六までの規定にかかわらず、その死亡した者に係る附則第十三条の十五第二項及び第三項並びに附則第十三条の十六の規定により算定した特例退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

(特例退職年金の受給資格の特例)

第十三条の十九 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、附則第十三条の十五から前条までの規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

(自衛官以外の隊員に関する特例)

第十三条の二十 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員(自衛官を除く)については、附則第十三条の十二第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号)以下「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは、自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十八号)以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者に

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の十二第一項中「国家公務員法第八十一条の二第二項に」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法第八十一条の二第二項に」と、「国家公務員法第八十一条の二第二項又は」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第二項又は」と、「国家公務員法第八十一条の三」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定

第十四条の三 連合会及び公共企業体の組合は、第三条第三項及び第四項並びに第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、

0. 50, 50, 50

り入れなければならない。

で定めるところにより、財政調整五箇年計画において当該組合が拠出すべきこととされた拠出金の額に相当する金額を、連合会に拠出しなければならない。この場合において、連合会は、これを長期給付財政調整事業に係る経理において受け入れるものとする。

3 連合会は、毎事業年度の予算で定めるところにより、財政調整五箇年計画において国鉄共済組合に交付すべきこととされた金額を、長期給付財政調整事業に係る経理から国鉄共済組合に交付しなければならない。

第十四条の八 連合会の理事長は、学識経験がある者を委員会の委員に任命しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 委員会は、財政調整五箇年計画を定め、又は変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の認可をする場合には、あらかじめ、審議会の意見を求めるとともに、運輸大臣及び郵政大臣に協議しなければならない。

第十四条の九 附則第十四条の三から前条までに定めるもののほか、長期給付財政調整事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十条を次のように改める。

(長期給付に要する費用の特例等)

第二十条 第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、長期給付財政調整事業が実施されている間、長期給付財政調整事業に係る拠出金は、長期給付に要する費用とみなす。

2 国鉄共済組合が行う第九十九条第一項第二号に規定する費用の計算については、同号の規定にかかわらず、長期給付財政調整事業が実施されている間、その計算を行うとき以後の五箇年間に於いて、国鉄共済組合が支給する長期給付に要する費用（長期給付財政調整事業に係る拠出金を含む。）の予想額と国鉄共

済組合に係る同条第二項の掛金及び負担金並びに次条第一項の負担金の額、財政調整五箇年計画により定められた交付金の額並びにこれらの予定運用収入その他の大蔵省令で定める収入の予想額の合計額とが等しいものでなければならない。

3 この法律による年金たる給付の額については、年金額の改定の措置を講ずる場合には、第一条の二に規定する諸事情のほか、国鉄共済組合が支給している年金たる給付の額の改定の措置については、国鉄共済組合の組合員の長期給付に要する費用の負担状況、長期給付財政調整事業の実施状況、他の公的年金制度における給付水準その他の諸事情を総合勘案して行うものとする。

附則第二十条の二の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項及び第二項中国を「国又は公共企業体」に改め、同条第三項中国を「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改め、同条第四項中国を「国又は公共企業体」とあり、及び「国」に改め、「公社又はを削り、同条第五項中国を「国又は公共企業体」とあり、及び「国」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「費用は、次に」を「費用のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」に改め、同項第一号中「定める」を「すること」に改め、同項第二号中「要する費用」の下に「(第三項の規定による国又は公共企業体の負担に係るものを除く。）」を加え、「定める」を「すること」に改め、同条第二項第一号中「掲げるもの」の下に「及び次項の規定による国又は公共企業体の負担に係るもの」を加え、「百分の四十二・五」及び「百分の五十七・五」を「百分の五十」に改

め、同条第四項中「及び第四号」を「第二号及び第四号」に改め、「同項第二号中国又は公共企業体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国又は公共企業体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国又は公共企業体は、長期給付に要する費用（前項第三号に掲げるものを除く。）のうち当該事業年度において支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額の百分の十五に相当する費用を負担する。

第九十九条第一項中「第九十九条」を「第九十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「充てるべき国若しくは公共企業体又は職員団体の負担金に相当する」を「充てるため国若しくは公共企業体又は職員団体が負担すべき」に、「当該負担金」を「当該金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国又は公共企業体は、それぞれ第九十九条第三項の規定により国又は公共企業体が負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

第九十九条第二項中「第九十九条第二項」を「第九十九条第二項及び第三項」に改める。

第九十九条第二項中「第一項中「第百二条」を「第百二条第一項」に「公庫等」とする」を「公庫等」と「第九十九条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等」とする」に改める。

第百二十五条中「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号までの規定」に改め、「同項第一号中国又は公共企業体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国又は

公共企業体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」とを削る。

第百二十六条の四第二項中「もつぱら」を「専ら」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改める。

附則第三條の二第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改める。

附則第二十条第二項中「予想額」とを「予想額から日本国有鉄道が同条第三項及び次条第一項の規定により負担する費用の予想額を控除した額」とに、「同条第二項」を「第九十九条第二項」に改め、並びに次条第一項の負担金」を削る。

附則第二十条の二第一項中「について、当該費用」を「のうち当該事業年度において支払われる長期給付（同号に規定する年金を除く。）の金額」に改め、同条第二項中「第九十九条第一項及び第二項、第百二条第一項及び第三項」を「第九十九条第一項から第三項まで、第百二条第三項及び第四項」に、「次項の」を「第三項」に、「次項及び附則第二十条の二第一項の規定による」を「第三項及び附則第二十条の二第一項」に、「掲げるものを除く」を「掲げるもの及び次項の規定による国又は公共企業体の負担に係るものを除く」に、「掲げるもの及び附則第二十条の二第一項」を「掲げるもの並びに次項及び附則第二十条の二第一項」に、「第百二条第一項及び第三項中」を「同条第三項中「金額」とあるのは「金額から附則第二十条の二第一項の規定により負担する金額を控除した金額」と、第百二条第三項中「第九十九条第三項」とあるのは「第九十九条第三項及び附則第二十条の二第一項」と、同条第四項中「第九十九条第二項」を「第九十九条第二項及び第三項」に、「第九十九条第二項及び第三項」を「第九十九条第二項及び第三項並びに」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

目次中「第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等（第五十一条の四）」を「第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等（第五十一条の四）」に改める。
「第九章の四 移行組合員等に関する経過措置等（第五十一条の十一）」を「第九章の四 移行更新組合員等に関する経過措置等（第五十一条の十一）」に改める。
「第五十一条の十」を「第五十一条の十一」に改める。
「第五十一条の十一」を「第五十一条の十二」に改める。

「第五十一条の十二」を「第五十一条の十三」に改める。

「第五十一条の十三」を「第五十一条の十四」に改める。

「第五十一条の十四」を「第五十一条の十五」に改める。

「第五十一条の十五」を「第五十一条の十六」に改める。

「第五十一条の十六」を「第五十一条の十七」に改める。

「第五十一条の十七」を「第五十一条の十八」に改める。

「第五十一条の十八」を「第五十一条の十九」に改める。

「第五十一条の十九」を「第五十一条の二十」に改める。

「第五十一条の二十」を「第五十一条の二十一」に改める。

「第五十一条の二十一」を「第五十一条の二十二」に改める。

「第五十一条の二十二」を「第五十一条の二十三」に改める。

「第五十一条の二十三」を「第五十一条の二十四」に改める。

「第五十一条の二十四」を「第五十一条の二十五」に改める。

第二十四条中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第三十八条第二項中「改正前の新法（）」を「改正前の国家公務員共済組合法（）」に改める。

「改正前の国家公務員共済組合法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の新法（）」を「昭和五十四年改正前の共済法（）」に改める。

「昭和五十四年改正前の共済法（）」を「昭和五十四年改正前の新法（）」に改める。

第五十一条の六第二項中「同日」を「特別措置法の施行日」に、「この項」を「この項及び第五十一条の二十四」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四 移行組合員等に関する経過措置等

第一節 移行組合員等に関する経過措置

（定義）

第五十一条の十一 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧公企体共済法 昭和五十八年改正法附則第二条の規定による廃止前の公企体共済法等共済組合法をいう。

二 旧公企体長期組合員 旧公企体共済法第三条第一項に規定する共済組合の組合員のうち旧公企体共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける者（昭和四十二年以後に定める共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）による改正前の公企体共済法等共済組合法（第五十一条の十五）において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という）第八十二条の二第二項の規定により旧公企体長期組合員であつたものとみなされた者を含む）をいう。

三 移行組合員 昭和五十八年改正法の施行の日（以下「移行日」という。）の前日に旧公企体長期組合員であつた者で、移行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

四 移行更新組合員 移行組合員で移行日の前日まで引き続き旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員であつた者をいう。

五 旧公企体組合員期間 旧公企体長期組合員であつた期間（旧公企体共済法第十五条第一項の規定により計算した期間とし、その期間について旧公企体共済法第七十七条第二項及び第四項の規定並びに旧公企体共済法附則第五条、第六条の二第三項及び第七項、第七條、第十七條の二、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條、第二十六條の四、第二十六條の八第一項から第四項まで、第二十七條並びに第二十七條の二の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がなかつたものとした場合の期間とする）をいう。

（移行組合員に関する一般的経過措置）

第五十一条の十二 移行組合員に対する新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるもののほか、その者が旧公企体長期組合員であつた間、長期組合員であつたものとみなす。

2 旧公企体長期組合員であつた期間が引き続き移行組合員又は旧公企体共済法に規定する長期組合員であつた期間（前項の規定により長期組合員であつたものとみなされる期間を除く。以下同じ。）が引き続き移行組合員につき、その引き続き移行組合員（移行日の前日に引き続き移行組合員であるものに限る。）内における退職又は旧公企体共済法に規定する退職（以下この条において「退職等」という。）がある場合において、次の各号の一に該当する事実があるときは、当該移行組合員に係る当該退職等は、なかつたものとみなす。

一 当該退職等をした者につき当該退職等により長期給付又は旧公企体共済法の規定による長期給付（以下この条において「長期給付等」という。）の給付事由が生じなかつたとき。

二 当該退職等をした者が当該退職等により給付事由が生じた長期給付等（当該退職等

の後に給付事由が生じた当該退職等に係る長期給付等を含む。以下この条において同じ。の支給を受けなかつたとき。

三 当該退職等により給付事由が生じた一時金である長期給付等の支給を既に受けた者が、その支給を受けた額を返還することを希望する旨を当該長期給付等の決定を行った者に、移行日から六十日を経過する日以前に、申し出たとき。

四 当該退職等により給付事由が生じた年金である長期給付等の支給を既に受けた者が次条第一項の申出を行わなかつたとき。

3 前項第三号の申出をした者が移行日以後において退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給を受けることとなる場合における同号の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、当該申出に係る長期給付等として支給した額に相当する額に利子に相当する額を加えた額（第六項において「支給額等」という。）に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。

4 前項に規定する利子は、第二項第三号の申出に係る長期給付等の支給を受けた日の属する月の翌月から移行日の属する月の前月までの期間に及び、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第二項第三号に規定する長期給付等の支給を既に受けた者が同号の申出をその期限前に行うことなく死亡した場合においては、その申出は、その遺族がすることができ。

6 第二項第三号の申出をした者の遺族又は前項の申出をした遺族が遺族年金又は通算遺族年金の支給を受けることとなる場合における同号の返還は、これらの年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給

されることとなるこれらの年金の額の二分の一に相当する額から、支給額等のうち第三項の規定による控除が行われなかつた額又は同項の規定により控除されるべき額の二分の一に相当する額に達するまでの金額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、これらの年金の額とする。

7 第二項に規定する引き続いている期間内における退職等により給付事由が生じた長期給付等の支給を既に受けた者が、同項第三号の申出をしなかつた場合又は次条第一項の申出をした場合における当該退職等に係る組合員期間については、新法第三十八条第二項の規定の適用は、ないものとする。

（新法の規定による年金等の支給を受けた移行組合員の取扱）

第五十一条の十三 移行組合員が旧公企業組合員期間又は移行日前における長期組合員であった期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企業共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。）の支給を既に受けた者であるときは、その者は、移行日から六十日を経過する日以前に、当該年金の決定を行った者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める申出をすることができ。

一 移行日の前日において現に当該年金の支給を受けていた者 移行日以後においても当該年金について従前の例により支給を受けることを希望する旨の申出

二 前号に掲げる者以外の者 当該支給を受けた年金を返還しない旨の申出

2 前項第一号の申出に係る年金で移行日の前日において現に支給されていたものについては、新法第七十七条第一項（新法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による支給

の停止は、行わない。この場合において、当該年金については、新法第七十八条第一項（新法第七十九条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項の規定による年金額の改定は、行わない。

3 第一項各号の申出に係る年金の基礎となつた期間及び新法第七十七条第一項（新法第七十九条第三項及び第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第八十五条第一項の規定又はこれらの規定に相当する旧公企業共済法の規定により当該年金の支給が停止されていた期間については、新法第三十八条第三項本文の規定にかかわらず、当該申出をした者に係るこれらの期間以外の組合員期間との合算は、しないものとする。

4 移行組合員が旧公企業組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に新法若しくはこの法律又は旧公企業共済法の規定による年金（その者が遺族として受けたものを除く。以下この条において「移行日前の年金」という。）の支給を既に受けた者である場合においては、移行日以後に退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金（以下この条において「移行日以後の年金」という。）の支給を受けることとなるときは、当該移行日以後の年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該移行日以後の年金の額の二分の一に相当する額から、その者がこれらの期間内に受けた当該移行日前の年金（第一項各号の申出に係る年金を除く。）の支給額に相当する額に利子に相当する額を加えた額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、移行日以後の年金の額とする。

5 前条第四項の規定は前項に規定する利子について、同条第五項の規定は第一項各号の申出について、同条第六項の規定は前項の規定による控除についてそれぞれ準用する。

6 第四項の場合において、旧公企業組合員期間又は移行日前における長期組合員であつた期間内に支給を受けた移行日前の年金が減額退職年金であり、かつ、その支給を受けた当該移行日前の年金の額の全額が同項の規定により控除すべきこととなるときは、当該減額退職年金を受けることを希望する旨の申出は、なかつたものとみなす。

第五十一条の十四 前二条に定めるもののほか、新法若しくはこの法律又は旧公企業共済法の規定による年金の支給を受けていた移行組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企業退職一時金の支給を受けた移行組合員の特例）

第五十一条の十五 昭和五十四年改正前の旧公企業共済法第五十四条の規定による退職一時金（以下この条において「旧公企業退職一時金」という。）の支給を受けた移行組合員（昭和五十四年改正前の旧公企業共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた移行組合員を含む。）に係る退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金に対する新法附則第十二条の三第一項各号に掲げる規定の適用については、同項各号に掲げる規定の金額は、同項各号に掲げる規定により算定した金額から、当該年金の基礎となつている期間のうち当該旧公企業退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき新法の俸給年額の百分の〇・九（同項第四号に掲げる規定により算定した金額については、百分の〇・四五）に相当する金額を控除した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、退職一時金と旧公企業退職一時金とのいずれもの支給を受けた移行組合員（昭和五十四年改正前の共済法第八十条第一項ただし書又は昭和五十四年改正前の旧公企業共済法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）でこれらの一時金の基礎となつた期間を合算した期

間が二十年を超える者に対する退職一時金に係る新法附則第十二条の三第一項の規定による控除に関する特例その他これらの一時金の支給を受けた移行組合員に係る長期給付の額の算定等に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体組合員期間を有する長期組合員の特例)

第五十一条の十六 移行日の前日に長期組合員(第五十一条の十二第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く)であり、移行日以後引き続き長期組合員である者が旧公企体組合員期間を有する者であるときは、その者は移行組合員であるものとみなして、第五十一条の十二から前条までの規定を適用する。

(旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後に再就職した場合の取扱い)

第五十一条の十七 第五十一条の十二から第五十一条の十五まで(第二号に掲げる者にあつては、第五十一条の十二第二項から第七項までを除く)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 移行組合員(前条の規定により移行組合員であるものとみなされた者を含む)であつた者が再び長期組合員となつたもの

二 旧公企体組合員期間を有する者が移行日以後長期組合員となつたもの(移行組合員及び前号に掲げる者を除く)

2 前項第二号に掲げる者について第五十一条の十三第一項の規定を準用する場合に、同項中「移行日」とあるのは、「移行日以後において長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

第二節 移行更新組合員等に関する経過措置

(移行組合員に係る恩給等の受給権の取扱い等)

第五十一条の十八 移行組合員に係る恩給又は

旧法の規定による退職年金若しくは障害年金を受ける権利は、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 移行組合員で移行日の前日において普通恩給を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該普通恩給の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

3 移行日以後における恩給に関する法令の改正により、移行組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料(恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう)を受ける権利を有することとなる場合には、当該移行組合員は旧公企体共済法の施行の日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなし、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利は同日において消滅したものとみなす。

4 移行組合員で移行日の前日において旧法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者に係る長期給付については、当該退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(移行更新組合員に係る普通恩給等の支給の停止)

第五十一条の十九 旧公企体共済法の施行の日の前日に恩給公務員であつた移行更新組合員に係る普通恩給は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。

2 移行更新組合員に係る旧法の規定による退職年金及び障害年金は、その者が移行更新組合員である間、その支給を停止する。

(移行更新組合員に係る長期給付の取扱い)

第五十一条の二十 移行更新組合員に係る長期給付については、第五十一条の十二、第五十一条の十三及び前二条に定めるもののほか、移行更新組合員を更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日を施行日と、移行更新組合員に係る恩給で旧公企体共済法の規定によつて

消滅したものの(他の法令の規定によつて消滅したものとみなされたものを含む)はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、第七條及び第三章から第六章まで(第三章第一節、第二十条、第五章第一節及び第三十六条を除く)の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、移行更新組合員に対する第三章から第六章までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公企体共済法の更新組合員であつた移行組合員等の取扱い)

第五十一条の二十一 第七條、第三章(第十条を除く)、第二十二條から第二十四條の二まで、第二十六條第二項、第二十九條、第三十一条から第三十三條まで、第六章及び第四十一条の二から第四十一条の四まで(第一号又は第二号に掲げる者にあつては第三十六條を、第三号に掲げる者にあつては第七條第一項第六号及び第九條をそれぞれ除く)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 旧公企体共済法附則第四條第二項に規定する更新組合員であつた者が再び旧公企体長期組合員となつた移行組合員

二 更新組合員又は恩給更新組合員であつた者が旧公企体長期組合員となつた移行組合員(前号に掲げる者を除く)

三 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者が旧公企体共済法の施行の日以後に旧公企体長期組合員となつた移行組合員(移行更新組合員及び前二号に掲げる者を除く)

2 前項に定めるもののほか、同項に定める規定を準用する場合における必要な技術的読替えその他同項各号に掲げる者に対する長期給付に關する規定の適用については、第四十一条第一項各号に掲げる者に係る長期給付に準じて、政令で定める。

(旧公企体共済法の更新組合員であつた長期組合員の特例)

第五十一条の二十二 前条の規定は、移行日の前日に長期組合員(第五十一条の十二第一項の規定により長期組合員であつたものとみなされた者を除く)であり、移行日以後引き続き長期組合員である者が旧公企体共済法附則第四條第二項に規定する更新組合員であつたものについて準用する。

(移行更新組合員等が移行日以後に再就職した場合の取扱い)

第五十一条の二十三 第五十一条の十八から第五十一条の二十一まで(第一号に掲げる者にあつては同条を、第二号及び第三号に掲げる者にあつては第五十一条の十九及び第五十一条の二十を除く)の規定は、次に掲げる者について準用する。

一 移行更新組合員であつた者が再び長期組合員となつたもの

二 第五十一条の二十一第一項各号に掲げる者又は前条の規定に該当する者であつた者が再び長期組合員となつたもの

三 旧公企体共済法附則第四條第二項に規定する更新組合員であつた者が移行日以後長期組合員となつたもの(移行組合員及び前条の規定に該当する者並びに前号に掲げる者を除く)

2 前項の場合において、第五十一条の十八第二項及び第四項中「移行日」とあるのは、「第五十一条の二十三第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

(旧公企体共済法の復帰更新組合員であつた移行組合員の取扱い)

第五十一条の二十四 移行組合員で移行日の前日に旧公企体共済法附則第二十六條の六第一項に規定する復帰更新組合員であつた者に対する前章の規定の適用については、その者は第五十一条の四第四号に規定する復帰更新組合員であるものと、その者が同条第一号に規定する特別措置法の施行の日の前日において

有していた恩給若しくは退職年金条例の規定による退職料等（同条第五号に規定する退職料等をいう。）又は旧法等の規定による退職年金を受ける権利で旧公企体共済法の規定によつて消滅したものはこの法律中の相当する規定によつて消滅したものと、旧公企体共済法の規定によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出とみなす。

（政令への委任）

第五十一条の二十五 この章に定めるもののほか、旧公企体共済法に規定する未帰還更新組合員その他旧公企体長期組合員であつた者に係る長期給付に関する経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

第五十四条中「組合（連合会）加入組合に係る場合にあつては、連合会」を「連合会」に改める。

第五十五条第一項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同条第三項中「組合（連合会）加入組合にあつては、連合会」を「連合会」に改める。

第五十六条及び第五十七条を削り、第五十七条の二中「連合会加入組合の組合員に係る」を削り、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（長期給付事業に関する公共企業体の組合の特例）

第五十七条 新法附則第三条の二第一項の規定により連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、第五十一条の五第一項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合（新法第百十六條第五項に規定する公共企業体の組合をいう。次項及び第五十五条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「連合会」とあるのは「連合会又は公共企業体の組合」と、第五十五条第三項中「連合会」とあるのは「連合会（公共企業体の組合の組合員であつた者である場合にあつては、当該公共企業体の組合）」とし

て、これらの規定を適用する。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第四条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「（前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二）」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中「国家公務員等共済組合法附則第十三条の十の次に十一條を加える改正規定（同法附則第十三条の十一に係る部分を除く。）」昭和六十年三月三十一日

二 第二条の規定並びに附則第三十五条第二項の規定及び附則第六十四条中昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）第十七条第二号の改正規定昭和六十年四月一日

三 附則第三条第二項及び第三項の規定 公布の日

（公共企業体職員等共済組合法等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

二 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百八十三号）

三 昭和四十二年年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給す

る年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）

（組合の存続）

第三条 前条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧公企体共済法」という。）第三条第一項の規定により設けられた共済組合（次項を除き、以下「旧組合」という。）は、この法律の施行の日（次項を除き、以下「施行日」という。）において、第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（次項を除き、以下「改正後の法」という。）第三条第一項の規定により設けられた国家公務員等共済組合（次項を除き、以下「組合」という。）となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 公共企業体（公共企業体職員等共済組合法（以下この項において「公企体共済法」という。）第二条第一項に規定する公共企業体をいう。）以下次項までにおいて同じ。）の総裁は、この法律の施行前に、公企体共済法第三条第一項に規定する組合の運営審議会の議を経て、国家公務員共済組合法第六條第一項第七号中「審査会に関する事項」とあるのは「福祉事業に関する事項」として同項並びに同法第十一条第一項及び第十五条第一項の規定の例により、この法律の施行の日以後に係る当該組合の定款及び運営規則を定めるとともに昭和五十九年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。この場合においては、公企体共済法第六條及び第七十四條第一項の規定の適用は、ないものとする。

3 大蔵大臣は、前項の規定による認可をする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本専売公社 大蔵大臣

二 日本国有鉄道 運輸大臣

三 日本電信電話公社 郵政大臣

4 第二項の規定により定められた定款若しくは運営規則又は同項の大蔵大臣の認可を受けた昭和五十九年度の事業計画及び予算は、施行日以後においては、それぞれ改正後の法第六條第一項若しくは第十一條第一項の規定により定められ、又は改正後の法第十五條第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第十六條の規定は、公共企業体の組合（改正後の法第百十六條第五項に規定する公共企業体の組合をいう。以下同じ。）については、昭和五十九年度以後の年度の決算については適用し、旧組合の昭和五十八年度の決算については、なお従前の例による。

（連合会の改称に伴う経過措置）

第四条 国家公務員共済組合連合会は、施行日において、国家公務員等共済組合連合会（以下次条までにおいて「連合会」という。）となるものとする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事である者は、別に辞令を用いなく、施行日に改正後の法第二十九條の規定により連合会の理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる連合会の理事長、理事又は監事の任期は、改正後の法第三十條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合会の理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（組合の連合会加入に伴う経過措置）

第五条 第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十一條第一項に規定する政令で指定する組合（以下「連合会非加入組合」という。）に係る改正後の法第二十一條第二項第一号に掲げる業務については、施行日以後、連合会において行うものとする。この場合において、当該連合会非加入組合に係る権利義務の承継に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴い連合会が連合会非加入組合の権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 連合会が第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で連合会非加入組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

4 前三項に定めるもののほか、連合会非加入組合が行つていた業務を連合会が行うこととなつたことに伴う経過措置に關し必要な事項は、政令で定める。

(従前の給付等)

第六條 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧公企体共済法の規定によつてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、改正後の法又は第三條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の相當する規定によつてした行為又は手続とみなす。

2 施行日前に給付事由が生じた旧公企体共済法の規定によつてした給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(掛金の標準となる俸給等に関する経過措置)

第七條 旧公企体長期組合員（改正後の施行法第五十一條の十一第二号に規定する旧公企体長期組合員をいう。以下同じ。）であつた者が施行日以後において長期組合員となり、かつ、その者の施行日以後における改正後の法に規定する組合員期間（以下単に「組合員期間」という。）が十二月に満たない場合における改正後の法第四十二條第二項の規定の適用については、同項中「掛金の標準となつた俸給の総額」とあるのは、「掛金の標準となつた俸給及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を

図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第六十四條第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額（その総額が第百條第三項に規定する額の十二倍の額を超えるときは、同項に規定する額の十二倍の額）とする。

(短期給付に関する経過措置)

第八條 旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に關する規定の適用については、その者が旧組合の組合員であつた間改正後の法の規定による組合員であつたものと、その者が旧公企体共済法に規定する退職をした日に改正後の法に規定する退職をしたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法の短期給付に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(給付の制限に關する経過措置)

第九條 改正後の法第九十四條から第九十七條までの規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、旧組合の組合員であつた者に対する改正後の法第九十四條から第九十七條までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算に關する経過措置)

第十條 公共企業体の組合に係る長期給付に要する費用の計算については、改正後の法第九十九條第一項の規定は、公共企業体の組合が同項第二号に規定する費用の計算を施行日以後最初に行うべき日として大蔵大臣が定める日から適用し、同日前における公共企業体の組合に係る当該費用の計算については、なお従前の例による。

(審査會に關する経過措置)

第十一條 国家公務員共済組合連合會に置かれた国家公務員共済組合審査會は、施行日において、国家公務員等共済組合審査會（以下この条において「審査會」という。）となる。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合連合會に置かれた国家公務員共済組合審査會の委員である者は、別に許令を用いないで、施行日に改正後の法第四條第三項の規定により審査會の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる審査會の委員の任期は、改正後の法第四條第四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の国家公務員共済組合連合會に置かれた国家公務員共済組合審査會の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(審査請求に關する経過措置)

第十二條 連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査會に對する改正前の法第三十三條の規定に基づく審査請求又は旧組合に置かれた旧公企体共済法第六十七條第一項に規定する審査會（以下この条において「旧組合の審査會」という。）に對する旧公企体共済法第七十條第一項の規定に基づく審査請求で、施行日の前日までに裁決が行われていないもの（次項において「裁決未済事案」という。）については、改正後の法第三十三條から第七十條までの規定にかかわらず、なお従前の例により、当該国家公務員共済組合審査會又は旧組合の審査會が裁決を行うものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例により連合会非加入組合に置かれた国家公務員共済組合審査會又は旧組合の審査會が引き続き裁決を行うまでの間においては、裁決未済事案については、改正前の法第三十三條から第七十條までの規定及び旧公企体共済法第六十七條から第七十一條までの規定は、なおその効力を有するものとする。

(審査會に關する経過措置)

(審査會に關する経過措置)

第十三條 国家公務員共済組合審査會は、施行日において、国家公務員等共済組合審査會となる。

2 附則第十一條第二項及び第三項の規定は、国家公務員等共済組合審査會の委員について準用する。この場合において、これらの規定中「第百四條第三項」とあり、及び「第百四條第四項」とあるのは「第百十一條第四項」と、「委嘱」とあるのは「任命」と読み替へるものとする。

(継続長期組合員に關する経過措置)

第十四條 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員（改正前の法第二十四條の第二項に規定する継続長期組合員のうち同條第一項に規定する公社職員である者をいう。）であつた者に対する改正後の法の長期給付に關する規定の適用については、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所屬すべき組合の組合員となるものとする。

2 施行日の前日において旧公企体継続長期組合員（旧公企体共済法第八十二條の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に対する改正後の法又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付に關する規定の適用については、次に定めるところによる。

一 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二條の二第一項に規定する国家公務員（地方公務員等共済組合法第四十二條第一項に規定する国の職員である者を除く。）であつた者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所屬すべき組合の組合員となるものとする。

二 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二條の二第一項に規定する地方公務員（地方公務員等共済組合法第四十二條第一項に規定する国の職員である国家公務員を含む。）であつた者は、施行日において、同法の規定によりその者が所屬すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後

の法第二百六条の二第一項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当該旧公企体継続長期組合員となつた日から引き続き同条第四項において準用する改正後の法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

三 旧公企体継続長期組合員で旧公企体共済法第八十二条の二第一項に規定する公団等職員であつた者は、当該旧公企体継続長期組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員であつたものとする。

(旧組合の任意継続組合員に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際旧公企体共済法第八十二条の三第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、その者は当該任意継続組合員となつた日から引き続き改正後の法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつたものとみなして、改正後の法の規定を適用する。

(公共企業体の役員等に関する経過措置)

第十六条 施行日の前日において公共企業体(改正後の法第二十一条第七号に規定する公共企業体)をいう。以下同じ。の役員であり、施行日以後引き続き役員である者については、その者が役員として引き続き在職する間、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において旧公企体共済法第六十二条第二項ただし書の規定により、年金である給付が支給されていらない公共企業体の役員に係る改正後の法の規定による年金である給付については、その者が役員として引き続き在職する間、同項ただし書の規定の例により、支給しない。

3 国家公務員等共済組合連合会の役員である者が改正後の法第二百六条第二項の規定により改正後の法第二十一条第一号に規定する職員とみなされる期間に係る改正後の法又は改正後の

の施行法の長期給付に関する規定の適用については、その者の施行日以後における当該役員としての在職期間に限るものとする。

4 第一項の規定は、附則第四条第二項の規定の適用を受けた者で引き続き国家公務員等共済組合連合会の役員であるものについて準用する。(公共企業体の復帰希望職員に関する経過措置)

第十七条 施行日の前日において昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号。以下「昭和五十四年法律第七十六号」という。附則第一条第一項に規定する復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、同条の規定の例による。)

(旧公企体共済法の退職年金の受給権の取扱い等)

第十八条 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による退職年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後その者が死亡するまで、退職年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で施行日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。

2 前項前段の規定により支給する退職年金(以下「移行退職年金」という)の額は、旧公企体組合期間(改正後の施行法第五十一条の十一第五号に規定する旧公企体組合員期間をいう。以下同じ)のうち旧公企体退職年金(同項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による退職年金をいう。以下同じ)の基礎となつていたものを組合員期間と、旧公企体退職年金に係る公企体基礎俸給年額を改正後の法に規定する俸給年額(以下単に「俸給年額」という)とみなして、改正後の

法第七十六条第二項本文及び第七十六条の二第一項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項に規定する「公企体基礎俸給年額」とは、旧公企体共済法の規定による年金の給付事由が生じた日(当該年金が旧公企体共済法に規定する退職をした日以後に給付事由が生じたものであるときは、当該退職の日)の属する月以前の一年間における旧公企体共済法第六十四条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給の総額(当該一年間において給与に関する規程の改正が行われた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該俸給の総額に政令で定める額を加えた額)を十二(当該一年間における当該年金に係る旧公企体組合員期間の月数が十二に満たないときは、その月数)で除して得た額の十二倍に相当する金額(当該金額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円とし、当該年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法に規定する退職をした者(これに準ずる者として政令で定める者を含む)に係るものであるときは、附則第六十四条の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律その他の年金の額の改定に関する法令(附則第二十四条第二項において「年金額改定法等」という)の規定による俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする)をいう。

4 第二項の規定により組合員期間とみなされた旧公企体組合員期間が二十年未満である旧公企体退職年金に係る移行退職年金の額については、同項の規定にかかわらず、当該旧公企体退職年金に係る公企体基礎俸給年額(前項に規定する公企体基礎俸給年額をいう。以下同じ)を俸給年額とみなし、組合員期間が二十年であるものとして改正後の法第七十六条第二項本文及び第七十六条の二第一項の規定の例により算定した金額の二十分の一に相当する金額に当該旧公企体組合員期間の年数を乗じて得た金額とする。

5 昭和五十四年法律第七十六号第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金(以下「旧公企体退職一時金」という)の支給を受けた者(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下同じ)に係る移行退職年金の額については、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、当該移行退職年金の基礎となつていた期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の〇・九に相当する金額を控除した金額とする。

6 第二項及び前二項の規定により算定した移行退職年金の額については、改正後の法第七十六条第二項ただし書及び改正後の施行法第十三条の二の規定を準用する。

7 旧公企体退職年金で旧公企体共済法第五十条の二第二項の規定によりその額が改定されたものに係る移行退職年金の額は、第二項及び前三項の規定にかかわらず、改正後の法第七十八条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額とする。

8 第二項及び第四項から前項までの規定により算定した移行退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体退職年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公企体退職年金の額をもつて、移行退職年金の額とする。

9 旧公企体共済法第五十二条第二項の規定の適用を受けた旧公企体退職年金に係る移行退職年金の額は、その者が同条第一項本文の規定の適用を受けなかつたものとしたならば支給されることとなる日の属する月までの分については、第二項及び第四項から前項までの規定により算定した額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。(旧公企体共済法の減額退職年金の受給権の取扱い等)

二 前項前段の規定による移行減額退職年金
同項前段の申出をした者について旧公企体共
済法の規定を適用するとしたならばその者が
受けるべきこととなる旧公企体共済法の規定
による減額退職年金の額をその額の算定の基

3 前二項の規定により支給する通算退職年金（以下「移行通算退職年金」という）の額は、旧公企体組合員期間を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額を改正後の法に規定する俸給と、旧公企体共済法に規定する退職を改正後の法に規定する退職とみなして、改

て得た金額

ロ 公金体基礎俸給年額を十二で除して得た額の千分の十に相当する金額

5 前二項の規定により算定した移行通算退職年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公金体通算退職年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するも

3 前二項の規定により支給する障害年金（以下「移行障害年金」という。）の額は、旧公企体組合員期間のうち旧公企体障害年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するものとされた旧公企体共済法の規定による障害年金をいう。以下同じ。）の基礎となつていたもの（前項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五条第一項の規定により支給すべきであつた同項の規定による障害年金の基礎となるべきもの）を組合員期間と、公企体基礎俸給年額を俸給年額とみなし、改正後の法第八十二条第二項前段及び第八十二条の二第二項前段の規定の例により算定した金額とする。

- 4 附則第十八条第五項の規定は、旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る移行障害年金の額の算定について準用する。この場合において、同項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十一条第三項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と読み替えるものとする。
- 5 前二項の規定により算定した移行障害年金の額については、改正後の法第八十二条第一項ただし書の規定及び改正後の施行法第二十四条の二の規定を準用する。
- 6 旧公企体障害年金で旧公企体共済法第五十五条第七項の規定によりその額が改定されたものに係る移行障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十五条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
- 7 第三項から前項までの規定により算定した移行障害年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体障害年金の額（第二項の規定による移行障害年金にあつては、旧公企体共済法第五十五条第一項の規定を適用する）としたならばその者が受ける権利を有していた同項の規定による障害年金についてその給付事由が同日において生じていたものとした場合の額）より少ないときは、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該旧公企体障害年金の額をもつて、移行障害年金の額とする。
- (旧公企体共済法の遺族年金の受給権の取扱い等)
- 第二十二條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、遺族年金を支給する。この場合においては、旧公企体共済法の規定による遺族年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該遺族年金で施行日前にその支払を受けたもの）を除く。を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。
- 2 移行退職年金、移行減額退職年金又は移行障害年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族（改正後の法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）に、遺族年金を支給する。
- 3 前二項の規定により支給する遺族年金（以下「移行遺族年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - 一 旧公企体共済法第五十八条第一項第一号の規定による旧公企体遺族年金（第一項後段の規定により受ける権利が消滅するもの）とされた旧公企体共済法の規定による遺族年金をいう。以下同じ。）に係る移行遺族年金 当該旧公企体遺族年金を旧公企体退職年金とみなして附則第十八条第二項及び第四項から第七項までの規定により算定した移行退職年金の額の百分の五十に相当する金額
 - 二 移行退職年金又は移行減額退職年金を受け権利を有していた者に係る移行遺族年金 当該移行退職年金（移行退職年金を受けていなかった者については、移行減額退職年金又は移行障害年金を支給しなかつたものとしたならば支給すべきであつた移行退職年金）の額の百分の五十に相当する金額
 - 三 旧公企体共済法第五十八条第一項第二号又は第三号の規定による旧公企体遺族年金に係る移行遺族年金又は移行障害年金を受ける権利を有していた者に係る移行遺族年金（前号に掲げる移行遺族年金を除く。） 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
 - イ 公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する金額を加えた金額）
 - ロ 二十四万六千円と公企体基礎俸給年額の百分の十に相当する金額の合算額（当該旧公企体遺族年金又は移行障害年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体組合員期間の年数が十年を超えるときは、その超える年数一年につき、二万四千六百円と公企体基礎俸給年額の百分の一に相当する額の合算額を加えた金額）の百分の五十に相当する金額
- 4 旧公企体退職一時金の支給を受けた者に係る前項第三号に掲げる移行遺族年金の額については、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した金額から、当該移行遺族年金の基礎となつて期間のうち当該旧公企体退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき公企体基礎俸給年額の百分の〇・四五に相当する金額を控除した金額とする。
- 5 前二項の規定により算定した移行遺族年金の額については、改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第三項及び第四項の規定並びに前項において準用する改正後の法第八十八条の三から第八十八条の六まで、第九十二条第二項及び第九十二条の二の規定により算定した移行遺族年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧公企体遺族年金の額（第二項の規定による移行遺族年金にあつては、当該移行遺族年金に係る旧公企体長期組合員であつた者について同日において旧公企体共済法の規定による遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日においてその者に支給されるべき当該旧公企体共済法の規定による遺族年金の額）より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該旧公企体遺族年金の額をもつて、移行遺族年金の額とする。
- (旧公企体共済法の通算遺族年金の取扱い等)
- 第二十三條 施行日の前日において旧公企体共済法の規定による通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、施行日以後、通算遺族年金を支給する。この場合においては、当該旧公企体共済法の規定による通算遺族年金（その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該通算遺族年金で施行日前にその支払を受けたもの）を除く。を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。
- 2 移行通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族（その死亡した者の親族で厚生年金保険法（昭和二十九法律第五十五号）第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものをいう。）に、通算遺族年金を支給する。
- 3 前項の場合においては、改正後の法第九十二条の三第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「他の公的年金制度」とあるのは「一の公的年金制度」と、「遺族年金」とあるのは「遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はこれに」と読み替えるものとする。
- 4 第一項前段又は第二項の規定により支給する通算遺族年金（以下「移行通算遺族年金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - 一 第一項前段の規定による移行通算遺族年金 当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして、附則第二十条第三項から第五項までの規定により算定した移行通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額
 - 二 第二項の規定による移行通算遺族年金 その死亡した者に係る移行通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額
- (旧公企体更新組合員であつた者に係る移行退職年金の額の特例等)
- 第二十四條 旧公企体共済法附則第四条第二項に規定する更新組合員（以下「旧公企体更新組合員」という。）であつた者に係る移行退職年金の額については、附則第十八条第二項及び第四項の規定にかかわらず、改正後の施行法第十一条

から第十二条までの規定の例により算定した額とする。

2 前項に規定する移行退職年金の額について、同項の規定により改正後の施行法第二十一条から第十二条までの規定の例により算定する場合に、次に定めるところによる。

一 旧公企体更新組合員であつた者は改正後の施行法第二十一条第七号に規定する更新組合員と、旧公企体共済法の施行の日は同号に規定する施行日とみなす。

二 旧公企体更新組合員であつた者に係る恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額（当該移行退職年金が昭和五十六年三月三十一日以前に旧公企体共済法に規定する退職をした者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものであるときは、年金額改定法等の規定による俸給年額の引上げの措置に準じて政令で定めるところにより算定した金額）は改正後の施行法第二十一条第七号に規定する恩給法の俸給年額と、旧公企体退職年金の額の算定の基礎となつていた旧公企体共済法に規定する俸給年額は同項第十八号に規定する旧法の俸給年額と、公企体基礎俸給年額は同項第十九号に規定する新法の俸給年額とみなす。

三 旧公企体更新組合員期間のうち旧公企体退職年金の基礎となつてゐるものは改正後の施行法第二十一条第四号に掲げる期間と、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体退職年金の基礎となつた期間に算入された旧公企体共済法の施行の日の期間は改正後の施行法第七条の規定により移行退職年金の基礎となる組合員期間に算入された期間とみなす。

四 旧公企体共済法の施行の日の前日において旧公企体更新組合員であつた者が受ける権利を有していた恩給（改正後の施行法第二十一条第八号に規定する恩給をいう。以下同

じ。）又は旧法（同項第二号に規定する旧法をいう。）の規定による退職年金でこれらを受ける権利が旧公企体共済法の規定によつて消滅したもの（他の法令の規定によつて消滅したもの）とみなされたものを（含む。）は、改正後の施行法の相当する規定によつて消滅したものとみなす。

3 第一項の規定により算定した移行退職年金の額については、附則第十八条第五項及び第七項から第九項までの規定並びに改正後の施行法第十三条及び第十三条の二の規定を準用する。この場合において、附則第十八条第五項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同条第七項中「第二項及び第三項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と読み替へるものとする。

4 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行通算退職年金については附則第二十条の規定を適用する場合に、旧公企体共済法附則第五条の規定により旧公企体共済法に規定する組合員期間に算入することとされた期間（通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条に規定する通算対象期間であるものに限る。）は、その者の旧公企体更新組合員期間に算入する。

5 前各項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行退職年金及び移行通算退職年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の特例）
第二十五条 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の額については、附則第二十一条第三項の規定にかかわらず、改正後の法第八十二条第二項前段及び第八十二条の二第二項前段の規定並びに改正後の施行法第二十二條、第二十三條及び第二十五条の規定の例により算定した額とする。

2 附則第十八条第五項、第二十一条第五項から

第七項まで及び前条第二項の規定は、前項の規定により算定した移行障害年金の額について準用する。この場合において、附則第十八条第五項中「第二項及び前項」とあるのは「附則第二十五条第一項」と「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、附則第二十一条第五項中「前二項」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、前条第二項中「旧公企体退職年金」とあるのは「旧公企体障害年金」と、「移行退職年金」とあるのは「移行障害年金」と読み替へるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行障害年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の特例）
第二十六条 旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の額については、附則第二十二條第三項から第六項までの規定にかかわらず、附則第二十四条の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する金額とする。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体更新組合員であつた者に係る移行遺族年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（転出組合員等であつた者に係る特例）
第二十七条 移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金又は移行通算遺族年金（附則第三十三條第一項を除き、以下「移行年金」という。）を受ける権利を有する者が旧公企体共済法附則第二十三条第一項に規定する転出組合員、旧公企体共済法附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員、旧公企体共済法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員若しくは旧公企体共済法附則第二十七条に規定する者（以下この条において「転出組合員等」という。）であつた者又はその遺族であるときは、当該移行年金に係る転出組合員等であつた者に係る旧公企体共済法附則第二十四条第一項（旧公企体共済法附則第二十七

条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項の規定により旧公企体共済法に規定する組合員であつたものとみなされた期間（旧公企体共済法附則第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定（これらの規定を旧公企体共済法附則第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）により旧公企体共済法に規定する組合員期間から除算された期間を除く。）は、移行年金の基礎となる旧公企体組合員期間に算入する。

2 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体障害年金又は旧公企体遺族年金のうち、旧公企体共済法附則第二十四条第三項（旧公企体共済法附則第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第三項の規定により、当該年金を支給する際にその支給期月に支給すべき当該年金の額から控除することとされてゐた金額で施行日の前日においてなお控除すべき残額があるものに係る移行年金については、当該移行年金を支給する際に、これらの規定の例により、その残額に相当する金額を控除するものとする。

3 転出組合員等であつた者に係る旧公企体退職年金、旧公企体減額退職年金、旧公企体通算退職年金、旧公企体障害年金、旧公企体遺族年金又は旧公企体通算遺族年金で、旧公企体共済法附則第二十四条第四項（旧公企体共済法附則第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第九項（旧公企体共済法附則第二十五条第二項、第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十五条第四項の規定の適用を受けたものに係る移行年金については、当該移行年金の額から、これらの規定により控除するものとされ

た金額に相当する金額を控除するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、転出組合員等であつた者に係る移行年金に關し必要な事項は、

政令で定める。

(公公体復帰更新新組合員であつた者に係る移行年金に関する特例)

第二十八條 旧公公体共済法附則第二十六條の六第一項に規定する復帰更新新組合員(次項において「公公体復帰更新新組合員」という。)であつた者に係る移行年金について附則第十八條から前条までの規定を適用する場合においては、次に定めるところによる。

一 旧公公体共済法附則第二十六條の八第一項又は第二項の規定により旧公公体組合員期間とみなされた期間は、移行年金の基礎となる旧公公体組合員期間に算入するものとする。

二 旧公公体共済法附則第二十六條の六第二項又は第二十六條の七第一項の規定によつて消滅した権利は、これに相当する改正後の施行法の規定によつて消滅したものとす。

2 前項に定めるもののほか、旧公公体復帰更新組合員であつた者に係る移行年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧公公体船員組合員であつた者に係る移行年金の特例等)

第二十九條 船員保険の被保険者(以下この項及び第三項において「船員」という。)である間に旧公公体長期組合員であつた者(第三項において「旧公公体船員組合員であつた者」という。)に係る移行年金(移行減額退職年金を除く。)の額については、次に掲げる年金のうちその者又はその遺族が選択するいずれかの年金の額とする。

一 旧公公体組合員期間に係る移行年金

二 旧公公体長期組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の年金

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることに由り行ふものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項第一号に掲げ

る年金を選択したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、旧公公体船員組合員であつた者が旧公公体長期組合員でない船員であつた期間を有する場合における移行年金の額の特例その他の旧公公体船員組合員であつた者に係る移行年金に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職給付と障害給付との調整等)

第三十條 一の旧組合に係る旧公公体組合員期間について移行障害年金と移行退職年金、移行減額退職年金又は移行通算退職年金を支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行ふものとする。

2 一の旧組合から移行退職年金を受ける権利を有する者には、当該旧組合が支給すべき移行通算退職年金は、支給しない。

3 旧公公体共済法附則第二十六條の十第一項の規定による特例障害年金又は同条第五項に規定する特例退職年金の施行日以後における取扱いに關し必要な事項は、政令で定める。

(移行年金の支給開始年齢)

第三十一條 移行年金の支給開始年齢については、旧公公体共済法の規定の例による。

(職権による年金の決定)

第三十二條 移行年金を受ける権利は、附則第十九條第二項、第二十條第二項、第二十一條第二項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定により支給を受ける年金を除き、公共企業体の組合がその権利を有する者の請求を待たず決定する。

(移行年金に対する改正後の法の適用関係等)

第三十三條 附則第十八條から前条までに定めるもののほか、移行退職年金、移行減額退職年金、移行通算退職年金、移行障害年金、移行遺族年金及び移行通算遺族年金は、それぞれ改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金とみなす。

2 前項の規定により改正後の法の規定による年

金とみなされた移行年金について、改正後の法第七十七條第一項(改正後の法第七十九條第三項及び第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)又は第八十五條第一項の規定を適用する場合には、これらの規定中「再び組合員となつたとき」とあるのは、「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第七号)の施行の日以後に組合員となつたとき」とする。

3 第一項の規定により改正後の法の規定による退職年金又は減額退職年金とみなされた移行退職年金又は移行減額退職年金について改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定(これらの規定を改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む。)又は改正後の施行法第十五條第二項及び第三項、第十七條の二若しくは第十八條の規定を適用する場合において、当該移行退職年金又は移行減額退職年金に係る旧公公体退職年金又は旧公公体減額退職年金の給付事由が昭和五十四年法律第七十六號の施行の日前に生じたものであり、かつ、これらの規定を適用して算定した移行退職年金又は移行減額退職年金の支給額が昭和五十七年五月三十一日においてその者が受けていた当該旧公公体退職年金又は旧公公体減額退職年金の支給額より少ないときは、当該支給額をもつて、その者に對する施行日の属する月分以後の支給額とする。

4 第一項の規定により改正後の法の規定による遺族年金とみなされる移行遺族年金に係る旧公公体遺族年金が施行日の前日において旧公公体共済法第六十一條第三項の規定により支給されていたものであるときは、当該移行遺族年金の支給については、なお従前の例による。

(施行日前に旧公公体共済法の退職をした者に係る一時金)

第三十四條 施行日前に旧公公体共済法に規定す

る退職をした者について、旧公公体共済法の規定を適用するとならばその者に一時金である長期給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である長期給付については、なお従前の例による。

(長期給付に係る経過措置に伴う費用の負担等)

第三十五條 附則第十八條から第二十九條まで及び前条の規定により支給する長期給付に要する費用のうち、旧公公体組合員期間以外の期間に係るものについては政令で定めるところにより公共企業体が負担し、旧公公体組合員期間に係るものについては次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める規定の例により負担するものとする。

一 昭和五十九年度 改正後の法第九十九條第二項第二号及び第四項、第二百二十三條、第二百二十五條並びに附則第二十條の二の規定

二 昭和六十年以後の年度 第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九條第二項第二号、第三項及び第五項、第二百二十三條、第二百二十五條並びに附則第二十條の二の規定

2 第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年以後における国又は公共企業体に係る長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において国又は公共企業体が負担した長期給付に要する費用に係る負担金の額と、同年度以後においてこれらの規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国又は公共企業体が負担すべき当該費用に係る負担金の額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第三十六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧公公体共済法の効力)

第三十七條 旧公公体共済法附則第三十六條の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三十八條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、旧公企体共済法の規定による年金を受ける権利を有していた者に対する経過措置その他の附則第二條各号に掲げる法律の廃止に伴う経過措置に関し必要な事項並びに改正後の法律(第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法を含む)、改正後の施行法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三十九條 第四條の規定による改正後の国家公務員等退職手当法の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第四十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第五項第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第四十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号を次のように改める。

ツ 削除
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第四十二條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第四十三條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一條、第二十二條第一項及び第二十九條(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十四條 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「(新法第五條の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。)」を削る。

(国際機関等に関する法律の一部改正)
第四十五條 国際機関等に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十六條 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五條の二」を「第五條」に改める。

附則第六項中「第五條の二並びに」を削る。

附則第七項中「新法第五條から第六條まで及び」を「新法第五條及び第六條並びに」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)
第四十七條 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合」に改め、同条第四項中「公社又は」を削り、「国家公務員共済組合」に改める。

(自衛隊法の一部を改正する法律の一部改正)
第四十八條 自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七條(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第七條(見出しを含む)中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)
第四十九條 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合」に改め、同条第四項中「公社又は」を削り、「国家公務員共済組合」に改める。

(自衛隊法の一部を改正する法律の一部改正)
第五十條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第六号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十二條 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次の

等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」に「国家公務員等共済組合」に改め、同条第三項中「国家公務員共済組合法第二百二十四條の二第一項」を「国家公務員等共済組合法第二百二十四條の二第一項」に、「国家公務員共済組合第二百二十四條の二第一項」に、「国家公務員共済組合」に改め、同条第四項中「公社又は」を削り、「国家公務員共済組合」に改める。

第五十三條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十二條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十四條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十五條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十六條 前条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として)の国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

ように改正する。

附則第二条第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第五十三条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五十四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第五十五条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第一条の二中「国家公務員」を「国家公務員等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七條第一項第十号中「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五十六条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第十九条第二項」を「国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第三十五条の二第二項」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五十七条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合の長期給付に関する施行法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第十六条(組合の給付)、附則第十九条第二項(長期給付に関する規定の適用に関する特例)、第二十一条第二項(役員に関する特例)及び第二十二条(未帰還更新組合員に関する特例)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)及び「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

第二十九条の四第一項中「イからリまで」を「イからチまで」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第五十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(所得税法の一部改正)

第六十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一号ホ中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

第七十四條第二項第十号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第六十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四條第二項第一号ロ及び第二号ロ中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

別表第二第一号中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、国鉄共済組合の項、専売共済組合の項及び日本電信電話公社共済組合の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第六十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第六十三條第二号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書の項を削り、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」

を「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の項中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「(事業の範囲)」を「(福祉事業)」に改め、同表第八の項を削り、七の二の項を八の項とする。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第六十四条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一条第一項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第五条第一項中「改正前の新法又は施行法」を「改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

第六条の二第一項中「第三条の規定による改正前の新法又は施行法」を「第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、

「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改める。

第六条の三第一項、第六条の四第一項、第六条の五第一項、第七條第一項、第七條の二第一項、第七條の三第一項及び第七條の四第一項中「昭和四十八年改正前の新法又は施行法」を「昭和四十八年改正前の共済法又は共済施行法」に改める。

第十一條第二項第二号中「第二條の規定による改正前の新法」を「第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に改める。

第十一條の二第二項第二号及び第十一條の三第二項第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に改める。
第十五條の二第二項、第十五條の三第二項、第十五條の四第二項及び第十五條の五第二項第二号中「昭和五十一年改正前の新法」を「昭和五十一年改正前の共済法」に、「第二條の規定による改正前の新法」を「第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。
第十七條第二号中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に改める。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）
第六十五條 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「国家公務員共済組合法又は施行法」を「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）」に改める。
（大蔵省設置法の一部改正）
第六十六條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

百四十四号）の一部を次のように改正する。
第六條第六項及び第七條第十六号中「及び専売共済組合」を削る。

第八條中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。
二十一 国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会を監督すること。
第十七條第一項の表中「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第六十七條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に、「規定中」を「規定（第四十一條第一項及び第五十五條第一項第一号を除く。）中」に改め、「職務」との下に「連合会」とあるのは「組合」とを加え、同項の表第四十一條第一項の項中「長期給付で連合会加入組合に係るもの」を「長期給付」に、「以下この条、第四十七條」を「次項、第四十七條第一項」に改め、「第七十五條、第七十九條の二第五項、第八十條第四項、第八十一條第三項、第九十二條の二第二項」を削り、同表第五十五條第一項第一号の項中「連合会加入組合にあつては、連合会を含む。」を「又は連合会」に改め、同表第八十一條第三項の項中「国家公務員共済組合審議会」を「国家公務員等共済組合審議会」に改め、同表第二百六條の五第二項の項中「国」を「国又は公共企業体」に改め、同條第二項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。
第二十五條の二中「国家公務員共済組合法」

を「国家公務員等共済組合法」に改める。
第三十八條の見出し中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同條中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国」を「国又は公共企業体」に改める。

第四十六條第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
第四十八條の二の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員等共済組合法等」に改め、同條中「国家公務員共済組合法又は」を「国家公務員等共済組合法又は」に、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

附則第二十一項及び第二十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六十八條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
附則第十四項中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。
附則第十六項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
附則第十七項（見出しを含む。）中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）
第六十九條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「国家公務員共済組合法による」を「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による」に改める。
第六條第三項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）
第七十條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同條第八号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。
（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）
第七十一條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
附則第十五項（見出しを含む。）中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」に改める。
（健康保険法の一部改正）
第七十二條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三條ノ四第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）」を削る。

給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二類第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条第六号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第三号第二項第四号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。
（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第八十六号 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第六号中「国家公務員等共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第八十九号 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二号第一項第五号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同項第六号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第八十七号 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二号第五号及び第六号中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条第七号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条の規定に基づき郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合連合会」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第九十号 改正後の法附則第三条の二第一項の規定により国家公務員等共済組合連合会が公共企業体の組合以外の組合をもつて組織されている間においては、前条の規定による改正後の戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法第二条第一項第六号中「国家公務員等共済組合連合会」

とあるのは「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により設けられた組合で日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織するもの若しくは日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織するもの」と読み替えるものとする。

（児童手当法の一部改正）
第九十一条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二号第一項第六号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。
（老人保健法の一部改正）
第九十二条 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六号第一項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項第四号中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同項第五号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法」を削る。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第九十三条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九号中「国家公務員共済組合、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。
（運輸省設置法の一部改正）
第九十四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四号第一項第三十号中「及び国鉄共済組合」を削る。
第二十七号第一項第二号の三を削る。
（郵政省設置法の一部改正）

第九十五条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第三号第二項第二号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会」に改める。
第四号第二十二号の二中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。
第九号第十号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。
第十号の二第四号中「日本電信電話公社共済組合並びに」を削る。

第九十六条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づき共済組合並びに公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）に基づき共済組合」を「並びに私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づき共済組合」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）
第九十七条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「国家公務員共済組合若しくは」を「国家公務員等共済組合若しくは」に、「国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法」に改め、「又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第三条に規定する

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

（郵政省設置法の一部改正）

共済組合」を削り、同条第四項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「公共企業体職員等共済組合法第十三条に規定する役員以外に公共企業体を使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものの」を「公共企業体に常時勤務する者であつて期間を定めて雇用される者のうち政令で定めるもの」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第九十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第四号中「国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第九十九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六号の二中「国家公務員共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第一百条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第七十二条の十四第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)」を削り、「公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

家公務員等共済組合法」に改める。

第七十三条の四第一項第八号中「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を削り、「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

第二百六十二条第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

第二百九十六条第一項第二号並びに第三百四十八条第二項第十一号の四及び第四項中「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を「国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会」に改める。

第六百七十二(二)条第四号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一百条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四百四十条の見出し中「公社等」を「公庫等」に改め、同条第一項中「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第二項第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は」を削り、「若しくは地方公共団体」又は「又は地方公共団体」に、「若しくは事業」を「又は事業」に改め、「公社職員又は」及び「公社又は」を削り、同条第二項第二号及び第三項中「公社職員又は」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四百四十三条の見出しを「(国家公務員等共済組合法との関係)」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に、「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

員等共済組合(以下「組合員のうち」を「組合員(同法第百六十六条第五項に規定する公共企業体の組合(第四項において「公共企業体の組合」という。))の組合員については、政令で定める者を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において「国の組合の組合員」という。のうち」に改め、同条第三項中「当該国の組合(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会を組織する国の組合)にあつては、当該国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員等共済組合連合会」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第四項中「組合員又は」を「第四項の規定により第四百四十条の規定を準用する場合における必要技術的統括その他組合員又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第四百四十条の規定は、組合員(国の組合の組合員であつた者にあつては、公共企業体の組合の組合員であつた者で政令で定める者に限る。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公共企業体の職員(国家公務員等共済組合法第二十一条第一項第一号に掲げる者をいう。次項において同じ。)となるため退職した場合について準用する。

5 前項において準用する第四百四十条の規定により同条第二項に規定する継続長期組合員となつた者は、公共企業体の職員であり、かつ、継続長期組合員である間、国家公務員等共済組合法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

第四百四十四条第一項中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条第二項中「国の組合」を「国の組合の組合員であつた組合員が国の組合の組合員で前条第一

項に規定する政令で定める者であつた間にこの法律の規定による長期給付の支給を受けた場合におけるその者に支給する長期給付の額の調整その他国の組合」に改める。

第四百四十四条の八第一項中「国家公務員共済組合法第二十一条第一号」を「国家公務員等共済組合法第二十一条第一号」に改める。

附則第二十七条中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第三十三条の二第一項第四号中「公社又は」を削る。

(附則第四十条の二第二項中「もの」とし、国家公務員共済組合法附則第十四条の三(第一項第四号を除く。)の規定は、適用しない)を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一百条 附則第七條の規定は、旧公共企業長期組合員であつた者(改正後の法第百二十六条の二第一項に規定する政令で定める者を除く。)が施行日以後において前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となり、かつ、その者の施行日以後における同法に規定する組合員期間が十二月に満たない場合においてその者につき同法第四十四条第二項の規定を適用する場合について準用する。

2 施行日の前日において公社職員である継続長期組合員(前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員のうち同条第一項に規定する公社職員である者をいう。)であつた者に対する改正後の法又は前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、その者は、施行日において、改正後の法の規定によりその者が所属すべき組合の組合員となるものとする。ただし、その者が改正後の法第百二十六条の二第一項に規定する政令で定める者に該当するときは、その者は、当該継続長期組合員となつた日から引き続き前条

の規定による改正後の地方公務員等共済組合法
第四百三十三条第四項において準用する同法第百
四十条第二項に規定する継続長期組合員であつ
たものとする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法の一部改正)

第百三十三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等
に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十一條・第百三十二條」を
「第百三十一條・第百三十二條」に改める。

第二条第一項第五十号中「国家公務員共済組
合法(昭和三十三年)」を「国家公務員等共済組
合法(昭和三十三年)」に改め、同項第五十三号
中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する
施行法」を「国家公務員等共済組合法の長期給
付に関する施行法」に改める。

第五十七條第八項中「公共企業体職員等共済
組合法(昭和三十一年法律第三十四号)」を
「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組
合法の統合等を図るための国家公務員共済組
合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法
律第 号)」による廃止前の公共企業体職員
等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四
号。以下「旧公企体共済法」という。附則第四
条第二項に規定する更新組合員(以下「旧公企
体更新組合員」という)であつた者で政令で定
めるものに係る旧公企体共済法」に「同法」を
「旧公企体共済法」に改める。

第五十九條第四項中「公共企業体職員等共済
組合法」を「旧公企体更新組合員であつた者で
政令で定めるものに係る旧公企体共済法」に、
「同法」を「旧公企体共済法」に改める。

第百三十一條第二項第四号中「公共企業体職
員等共済組合法附則第十一條第二項に規定する
地方鉄道会社をいう。」を「政令で定めるも
の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旧公企体長期組合員であつた組合員の取扱
い)

第百三十一條の二 旧公企体長期組合員(国の
施行法第五十一條の十一第二号に規定する旧
公企体長期組合員をいい、政令で定める者を
除く)であつた組合員は、当該旧公企体長期
組合員であつた間、国の長期組合員である国
の職員等であつたものと、旧公企体更新組合
員であつた間、国の更新組合員であつたもの
とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、旧公企体共済法
の規定による年金の支給を受けていた者その
他旧公企体長期組合員であつた者に係る年金
の支給停止の特例及びその年金の額に関する
経過措置その他長期給付に関する必要な経過
措置等は、国の施行法第九章の四の規定の例
に準じ、政令で定める。

(地方公務員共済組合法の長期給付に関する施
行法の一部を改正する法律の一部改正)

第百四條 地方公務員共済組合法の長期給付に関
する施行法の一部を改正する法律(昭和三十
八年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正
する。

附則第四條第一項中「国家公務員共済組合法」
を「国家公務員等共済組合法」に改める。

(地方公務員共済組合法等の一部を改正する法
律の一部改正)

第百五條 地方公務員共済組合法等の一部を改正
する法律(昭和三十九年法律第五十二号)の一
部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「国家公務員共済組合
法」を「国家公務員等共済組合法」に改める。

附則第九條第一項中「国家公務員共済組合法
の規定」を「国家公務員等共済組合法の規定」
に改める。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正)

第百六條 昭和四十二年以後における地方公務
員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法
律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次の

ように改正する。

附則第十條の見出し中「国家公務員共済組合
法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同条
中「昭和四十二年以後における国家公務員共
済組合等からの年金の額の改定に関する法律」
を「昭和四十二年以後における国家公務員等
共済組合等からの年金の額の改定に関する法
律」に「国家公務員共済組合法の長期給付に関
する施行法」を「国家公務員等共済組合法の長
期給付に関する施行法」に改める。

理 由

臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答
申」の趣旨にのっとり、公的年金制度の再編・統
合の一環として、国家公務員の共済組合制度と公
共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企
業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務
員に係る長期給付の給付要件等に合わせ、国鉄共
済組合に係る年金の円滑な支払を確保するための
財政調整事業の実施、長期給付に要する費用に係
る国又は公共企業体の負担の抛出時負担から給付
時負担への変更等の措置を講ずるとともに、国家
公務員等退職手当法について公共企業体職員の退
職手当に関する規定の整備を行うほか、国家公務
員に係る定年制度の実施に伴い定年等による退職
をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ず
ることとする等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

昭和五十八年五月十九日印刷

昭和五十八年五月二十日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局